

Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

2012年度
日本法社会学会
学术大会

於：京都女子大学

2012年5月11日(金)～13日(日)

会場のご案内と出欠についてのご連絡のお願い

2012 年度学術大会および若手ワークショップが、5 月 11 日（金）～13 日（日）に、京都女子大学（〒605-8501 京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地）で開催されます。

若手ワークショップは、5 月 11 日（金）午後京都女子大学 F 校舎で開催されます。学術大会は、5 月 12 日（土）と 13 日（日）の両日、京都女子大学で開催されます。各分科会およびミニ・シンポジウム等の部屋割りは皆様の参加希望状況を踏まえて決定し、当日に会場をご案内いたします。同封の葉書にて、出欠のご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

若手ワークショップおよび学術大会についての最新情報は、日本法社会学会ウェブ・サイト（<http://www.soc.nii.ac.jp/hosha/gakkai.html> [2012 年 4 月からは新ウェブ・サイトに移行⇒ www.jasl.info]) にて、随時ご案内しておりますので、ご参照下さい。会場へのアクセス方法は、本冊子末尾の会場案内をご参照ください。また、京都女子大学のウェブ・サイトの地図（<http://www.kyoto-wu.ac.jp/access/index.html>）もあわせてご参照ください。

会場に関するお問い合わせは、南野佳代会員（minamino@kyoto-wu.ac.jp）までお願いいたします。プログラム全般については、佐藤岩夫会員（iwsato@iss.u-tokyo.ac.jp）までお問い合わせください。

会員総会のご案内

5 月 12 日（土）13 時 30 分より会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2011 年度活動報告
5. 2011 年度決算報告
6. 2012 年度予算案の提案
7. 学会の財政状況とその対応策について
8. 学術会議に関する報告
9. 学会奨励賞受賞者表彰式
10. その他

懇親会のご案内

日 時：5 月 12 日（土）夕刻（学術大会終了後の午後 6 時 30 分頃からを予定）

会 場：A 校舎地下食堂（京都女子大学東山キャンパス内）

費 用：未定（一般会員 6,000 円程度、学生会員 4,000 円程度を予定）

出欠回答のお願い：参加ご希望を同封の出欠連絡葉書にてご連絡ください。

昼食のご案内

大会期間中の昼食時、日曜日以外は A 校舎地下食堂が営業する予定ですが、大変混雑することが予想されます。5 月 12 日（土）、13 日（日）ともお弁当（1,200 円程度）を用意いたします。また、坂を下ったところに最寄りのコンビニエンスストアがあります（徒歩 10 分程度）。

お弁当申込のお願い：ご希望の方は同封の出欠連絡葉書にてご連絡ください。

プログラム

5月11日(金) 13:00~18:30 若手ワークショップ

13:00~18:00	第1部	ホノルル大会若手研究者報告会
18:10~18:30	第2部	若手会議 2012

5月12日(土) 9:30~18:00 個別報告・ミニシンポジウム

9:30 ∩ 12:30	個別報告分科会 A	ミニシンポジウム ① アスベスト被害をめぐる法と正義— 泉南アスベスト問題を中心に— 松本 克美 吉村 良一 村松 昭夫 森 裕之 コメンテータ： 高村 学人 コーディネータ： 松本 克美	ミニシンポジウム ② 変動期の日本の弁護士—2010年日弁 連経済基盤調査の 2次分析— 佐藤 岩夫 藤本 亮 濱野 亮 高橋 裕 中村 真由美 コーディネータ： 佐藤 岩夫	ミニシンポジウム ③ ゲーミング法教育 の思想と行動—コ アコンテンツの開 発と方法としての メディア— 井門 正美 荒川 歩 松尾 正博 久保山 力也 コーディネータ： 久保山 力也	11:45 ∩ 13:30	ポスター セッション 竹原 信也
	12:30 ∩ 13:30	昼 食				
13:30 ∩ 14:30	会員総会					
14:30 ∩ 18:00	個別報告分科会 B	ミニシンポジウム ④ [企画関連 I] 法と正義の 心理学的基盤 木下 麻奈子 内藤 淳 平石 界 長谷川 真里 菅原 郁夫 コメンテータ： 松村良之 唐沢 穰 コーディネータ： 木下 麻奈子	ミニシンポジウム ⑤ 取調べの可視化と 捜査の在り方 井上 明彦 河村 有教 仲 真紀子 京 明 コメンテータ： 久保 秀雄 荒井 里佳 コーディネータ： 河村 有教	ミニシンポジウム ⑥ 被災者支援と法の 役割：東日本大震 災後の岩手県沿岸 部被災地域を中心 に 飯 考行 室崎 益輝 渥美 公秀 石橋 乙秀 稲葉 一人 金子 由芳 コーディネータ： 本莊 雄一 佐藤 岩夫 コーディネータ： 飯 考行	ミニシンポジウム ⑦ 法執行から見る DV防止法：異なる 法分野における執 行の連携と協働の 可能性に向けて 柿本佳美 宮園 久栄 町村 泰貴 立石 直子 松村 歌子 コメンテータ： 井上 匡子 コーディネータ： 手嶋 昭子	
	18:30 ∩	懇 親 会				

5月13日(日) 9:00~17:00 個別報告・ミニシンポジウム・全体シンポジウム

	個別報告分科会 C	ミニシンポジウム ⑧【企画関連II】	ミニシンポジウム ⑨	ミニシンポジウム ⑩	ミニシンポジウム ⑪
9:00 ～ 12:00	小柳 春一郎 秋葉 丈志 西川 伸一 武蔵 勝宏 司会： 吉田 克己	リスク配分をめぐる法と正義 高村 学人 樫澤 秀木 土屋 雄一郎 渡辺 千原 コメンテータ： 中谷内 一也 コーディネータ： 高村 学人	第62期弁護士のキャリア・パス－ 2011年調査第1回 ミニシンポ－ 宮澤 節生 久保山 力也 藤本 亮 武士俣 敦 上石 圭一 石田 京子 コーディネータ： 宮澤節生	市民の司法参加の 正統性基盤－西欧 陪参審員調査中間 報告－ 尾崎 一郎 濱野 亮 高橋 裕 池田 公博 DimitriVanoverbeke コーディネータ： 尾崎 一郎	日本の法社会学理 論：一般理論に向 けての可能性 福井 康太 小佐井 良太 飯 考行 前田 智彦 久保 秀雄 コメンテータ： 樫村 志郎 コーディネータ： 福井 康太
12:00 ～ 13:00	昼 食				
13:00 ～ 16:50	<p style="text-align: center;">全体シンポジウム 「法と正義の相克」</p> <p style="text-align: center;">木下 麻奈子 阿部 昌樹 太田 勝造 尾崎 一郎</p> <p style="text-align: center;">コメンテータ： 盛山 和夫 大淵 憲一</p> <p style="text-align: center;">司会： 高橋 裕</p>				
16:50 ～ 17:00	理事長挨拶				

報告題目・目次

5月11日(金)

若手ワークショップ	1
ホノルル大会若手研究者報告会	2
若手会議 2012	2

5月12日(土)
午 前

個別報告分科会 A	4
司会：二宮周平（立命館大学）	
(1) 小宮友根（日本学術振興会特別研究員）	
「評議における参加者のアイデンティティ」	4
(2) 山本千晶（お茶の水女子大学）	
「関係的権利論と中絶の権利」	5
(3) 小泉明子（京都女子大学非常勤講師）	
「家族の価値 (family values) とは何か? 合衆国の家族政策を規定するもの」	6

ミニシンポジウム①

「アスベスト被害をめぐる法と正義—泉南アスベスト問題を中心に—」7

司会・コーディネータ：松本克美（立命館大学）

- | | |
|---|---|
| (1) 松本克美（立命館大学） | |
| 「企画趣旨・アスベスト訴訟の全体状況」 | 7 |
| (2) 吉村良一（立命館大学） | |
| 「アスベスト被害をめぐる法と正義：国の責任を中心に」 | 8 |
| (3) 村松昭夫（弁護士） | |
| 「泉南アスベスト国賠訴訟が問う法と正義」 | 8 |
| (4) 森裕之（立命館大学） | |
| 「泉南地域の産業社会構造とアスベスト問題」 | 9 |
| ○ コメント：高村学人（立命館大学） | |
| 「フランスにおけるアスベスト被害の国家責任と救済システム：
法と正義の比較考察」 | 9 |

ミニシンポジウム②

「変動期の日本の弁護士—2010年日弁連経済基盤調査の2次分析—」10

司会・コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 佐藤岩夫（東京大学） | |
| 「2010年日弁連経済基盤調査からみた日本の弁護士の特徴と趨勢」 | 10 |
| (2) 藤本亮（静岡大学） | |
| 「弁護士のクラスタ化：業務分野と所得を中心に」 | 11 |
| (3) 濱野亮（立教大学） | |
| 「弁護士による企業法務処理状況：大企業関連法務を中心に」 | 11 |
| (4) 高橋裕（神戸大学） | |
| 「弁護士役務の提供状況：地域の観点から」 | 12 |
| (5) 中村真由美（富山大学） | |
| 「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果」 | 12 |

5月12日(土)
午前

ミニシンポジウム③

「ゲーミング法教育の思想と行動ーコアコンテンツの開発と
方法としてのメディアー」 14
司会・コーディネータ：久保山力也（青山学院大学）

- (1) 井門正美（秋田大学）
- (2) 荒川歩（武蔵野美術大学）
- (3) 松尾正博（マイクロコート株式会社）
- (4) 久保山力也（青山学院大学）

ポスターセッション 16

竹原信也（新居浜工業高等専門学校）
「別子銅山・山間部社宅街の生活史」 16

5月12日(土)
午後

個別報告分科会B 17

司会：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

- (1) 片野洋平（鳥取大学）
「森林価値の変遷と共有林のゆくえ」 18
- (2) 馬場健一（神戸大学）
「学校体罰事件の処理過程とその問題性：事故報告書から見えてくるもの」 19
- (3) 岡本英生（甲南女子大学）・松原英世（愛媛大学）
「刑罰動機に影響を与える要因について：事件の要因と受け手側の要因が刑罰動機にどのような影響を与えるか」 20
- (4) 吉田如子（明治大学）
「都道府県警察エリートのカリヤパスとその含意」 21

ミニシンポジウム④ 企画関連ミニシンポジウム I

「法と正義の心理学的基盤」 22
司会・コーディネータ：木下麻奈子（同志社大学）

- (1) 木下麻奈子（同志社大学）
「企画趣旨」 22
 - (2) 内藤淳（一橋大学非常勤講師）
「正義論と人間科学」 22
 - (3) 平石界（京都大学）
「進化から考える「正義」の起源（または人々の葛藤の起源について）」 23
 - (4) 長谷川真里（横浜市立大学）
「子どもの道徳判断研究の現状と問題点」 23
 - (5) 菅原郁夫（早稲田大学）
「公正を語ることと感ずること」 24
- コメント：松村良之（千葉大学）
唐沢穰（名古屋大学）

ミニシンポジウム⑤

- 「取調べの可視化と捜査の在り方」……………25
司会・コーディネータ：河村有教（海上保安大学校）
- (1) 井上明彦（弁護士）
「取調べ全過程の録画（取調べの可視化）と弁護技術」……………26
- (2) 河村有教（海上保安大学校）
「取調べの録画と取調べの在り方」……………27
- (3) 仲真紀子（北海道大学）
「被疑者取調べ技術の高度化：PEACEモデルに見る情報収集アプローチ」……………28
- (4) 京 明（関西学院大学）
「取調べの可視化と新たな捜査手法導入論との関係：日英比較」……………29
- コメント：久保秀雄（京都産業大学）
荒井里佳（弁護士）

ミニシンポジウム⑥

- 「被災者支援と法の役割：東日本大震災後の岩手県沿岸部被災地域を中心に」……30
司会・コーディネータ：飯考行（弘前大学）
- (1) 飯考行（弘前大学）
「災害の法社会学に向けて」……………30
- (2) 室崎益輝（関西学院大学）
「被災地・被災者の立場に立った「災害関連法制度」のあり方」……………32
- (3) 渥美公秀（大阪大学）
「被災者支援を巡る2つのドライブ：災害ボランティア活動の現場から」……………33
- (4) 石橋乙秀（弁護士）
「岩手弁護士会の震災対応と弁護士の役割」……………34
- (5) 稲葉一人（中京大学）
「被災者支援としての巡回法律相談の実践と、メディアーションの可能性」……………35
- (6) 金子由芳（神戸大学）
「被災地調査から考える復興と法の課題」……………36
- コメント：本荘雄一（財団法人神戸都市問題研究所）
佐藤岩夫（東京大学）

ミニシンポジウム⑦

- 「法執行から見るDV防止法：異なる法分野における執行の
連携と協働の可能性に向けて」……………37
司会・コーディネータ：手嶋昭子（京都女子大学）
- (1) 柿本佳美（京都女子大学）
「規範としての「愛」と暴力」……………38
- (2) 宮園久栄（東洋学園大学）
「DVの犯罪化に向けて：DV罪の創設を視野に」……………39
- (3) 町村泰貴（北海道大学）
「保護命令」……………40

5月12日(土)
午後

- (4) 立石直子(岐阜大学)
「離婚原因としてのDV」……………41
- (5) 松村歌子(関西福祉科学大学)
「DV被害者支援における行政・民間支援団体の取り組みと役割」……………42
- コメント: 井上匡子(神奈川大学)

5月13日(日)
午前

個別報告分科会C……………44

司会: 吉田克己(早稲田大学)

- (1) 小柳春一郎(獨協大学)
「フランス法における家賃不払紛争と裁判所」……………44
- (2) 秋葉丈志(国際教養大学)
「国籍法違憲判決と法曹・NGOの役割」……………45
- (3) 西川伸一(明治大学)
「最高裁裁判官国民審査の実証分析:組織的罷免要求運動を中心に」……………46
- (4) 武蔵勝宏(同志社大学)
「政権交代後の立法過程の変容」……………47

ミニシンポジウム⑧ 企画関連ミニシンポジウムII

「リスク配分をめぐる法と正義」……………48

司会・コーディネータ: 高村学人(立命館大学)

- (1) 高村学人(立命館大学)
「企画趣旨」……………48
- (2) 樫澤秀木(佐賀大学)
「紛争処理とリスク・コミュニケーション:合意から理解へ」……………49
- (3) 土屋雄一郎(京都教育大学)
「廃棄物処分場の立地をめぐる環境紛争と合意形成」……………50
- (4) 渡辺千原(立命館大学)
「リスクをめぐる裁判での正義とは?」……………51
- コメント: 中谷内一也(同志社大学)

ミニシンポジウム⑨

「第62期弁護士のキャリア・パス-2011年調査第1回ミニシンポ-」……………52

司会・コーディネータ: 宮澤節生(青山学院大学)

- (1) 宮澤節生(青山学院大学)「本調査の目的・実施過程と本ミニシンポの課題」
- (2) 宮澤節生(青山学院大学)「法科大学院での経験と改善意見」
- (3) 久保山力也(青山学院大学)
「司法修習での経験と改善意見, 弁護士を選んだ理由, 最初の就職の決定時期」
- (4) 藤本亮(静岡大学)「現在の弁護士会・職場の特性と, 最初の職場から異動した者の特性・経緯」
- (5) 武士侯敦(福岡大学)「現在の業務内容, その類型, および専門分化の状況」
- (6) 上石圭一(新潟大学)「収入と満足度」
- (7) 石田京子(早稲田大学)「女性弁護士の状況」

5月13日(日)
午前

ミニシンポジウム⑩

- 「市民の司法参加の正統性基盤－西欧陪審員調査中間報告－」……………54
司会・コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）
- (1) 尾崎一郎（北海道大学）
 - (2) 濱野亮（立教大学）
 - (3) 高橋裕（神戸大学）
 - (4) 池田公博（神戸大学）
 - (5) Dimitri Vanoverbeke（ルーヴェン・カトリック大学）

ミニシンポジウム⑪

- 「日本の法社会学理論：一般理論に向けての可能性」……………55
司会・コーディネータ：福井康太（大阪大学）
- (1) 福井康太（大阪大学）
「企画趣旨：日本の法社会学理論の可能性」……………55
 - (2) 小佐井良太（愛媛大学）
「末弘厳太郎の法社会学理論：法の継受の一般理論は可能か」……………56
 - (3) 飯考行（弘前大学）
「戒能通孝の法社会学理論：日本の近代化からグローバルな変革を考える」……………57
 - (4) 前田智彦（名城大学）
「法意識・法文化の再構成：グローバル化時代の法過程の一般理論としての可能性」……………58
 - (5) 久保秀雄（京都産業大学）
「棚瀬孝雄の法社会学理論：ポストモダンと再帰性」……………59
- コメント：櫻村志郎（神戸大学）

5月13日(日)
午後

全体シンポジウム

- 「法と正義の相克」……………62
司会：高橋裕（神戸大学）
コーディネータ：木下麻奈子（同志社大学）
- (1) 木下麻奈子（同志社大学）
「企画の趣旨」……………62
 - (2) 阿部昌樹（大阪市立大学）
「リーガリティと今ここでの正義」……………63
 - (3) 太田勝造（東京大学）
「法と正義の相互作用：人間進化における適応の観点から」……………64
 - (4) 尾崎一郎（北海道大学）
「法と正義：その親和性と懸隔」……………65
- コメント：盛山和夫（東京大学）
大淵憲一（東北大学）

5月11日（金） 13:00～18:30

- ・若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 京都女子大学

F校舎(法学部校舎)内 模擬法廷教室

第一部 ホノルル大会若手研究者報告会 13:00~18:00(含質疑応答)

2012年6月5日から8日にかけて開催される法社会学世界大会ホノルル大会に、日本法社会学会より助成を受けて参加する若手研究者による報告会を予定しております。各報告者による報告後、質疑応答も行うことを予定しております。

第二部 若手会議 2012 18:10-18:30

次期若手WS幹事の選出に加えて、若手WSの今後のあり方、活動方針等について話し合いたいと考えております。

*ワークショップ終了後、例年通り、懇親会を開催します。奮ってご参加ください。なお、若手ワークショップに関するお問い合わせは、若手WS幹事のいずれかまでお願いいたします。

文責：若手WS幹事一同

河村有教(海上保安大学校) (kawamura@jcga.ac.jp)

佐伯昌彦(東京大学) (m-saeki@j.u-tokyo.ac.jp)

中山和彦(神戸大学) (akizu18@gmail.com)

中山絵美(大阪府立大学) (narnus8@gmail.com)

5月12日（土） 9:30～12:30

- ・ 個別報告分科会 A
- ・ ミニシンポジウム①
「アスベスト被害をめぐる法と正義」
- ・ ミニシンポジウム②
「変動期の日本の弁護士」
- ・ ミニシンポジウム③
「ゲーミング法教育の思想と行動」
- ・ ポスターセッション（11:45～13:30）

評議における参加者のアイデンティティ

小宮友根 (日本学術振興会特別研究員)

1. 目的

本報告の目的は、裁判員裁判の評議において、評議参加者の帯びるアイデンティティ¹が評議の進行および判決にいかなる影響を与えるかを検討することである。評議参加者には当然のことながら「裁判官」「裁判員」というアイデンティティが割り振られているが、評議の会話はつねにこのアイデンティティのもとで為されるわけではない。「男性」「女性」「親」「子」といったさまざまなアイデンティティがひきあいに出され、「その立場からの発言」が為されることがある。こうした発言がいつどのように生じるかを考察することは、裁判員の持つ社会成員としての知識や経験が刑事司法に反映される仕方およびその是非について考察する手がかりとなるだろう。

2. 方法

2008年から2011年のあいだに法学部の教員の協力を得て録画した模擬裁判のビデオデータを対象に、エスノメソドロジー／会話分析の方法を用いて分析をおこなう。本報告では特に、評議参加者のアイデンティティと評議における発言権の関係に注目する。

3. 結果

「裁判官」「裁判員」以外のアイデンティティが評議での発言に関連あるものとなる典型的なタイプは、いわば「当事者の身になって考える」状況である。被害者が「女性」であったり、被告人が「母親」であったりした場合、同じアイデンティティを持つ裁判員は、自らの経験を事案に重ね合わせながら意見を述べることもある。こうした状況は、一方で裁判員の「しろうと」性を引き下げるがゆえに「発言のしやすさ」を高めるが、裁判員のあいだに「意見の重み」の違いを生じさせる可能性もある。報告当日は「裁判官」「裁判員」以外のアイデンティティが評議の場に顕在化する会話的状况のタイプと、そのことが評議に対して持つ機能を整理することで、その是非について議論をしたい。

4. 関連研究

小宮友根, 2011a, 『実践の中のジェンダー』新曜社。

小宮友根, 2011b, 「評議における裁判員の発言の『位置』」第84回日本社会学会大会報告。

¹ ここでいうアイデンティティとは、他者との関係の中に人びとがそのつど何者としてあらわれているかという文脈的な属性のことであり、いわゆる自我同一性のことではない。詳しくは小宮(2011a)を参照。

関係的権利論と中絶の権利

山本千晶 (お茶の水女子大学研究員)

1. 本報告の目的

近年、社会から他人との関係性から抽象化され、隔絶された個人を想定する個人主義的権利論への批判の高まりを受け、より関係性に配慮する議論が模索されている。中絶権をめぐる議論においても同様の試みがなされているが、妊娠という特異な身体現象は「関係性」の議論をより複雑にしている。本報告では、関係性への配慮がむしろ中絶権の議論において引き起こす問題を指摘し、「身体の社会性」に着目することで、より豊かな関係性の議論の展開を目的とする。

2. 本報告の内容

まず、女性と胎児の“身体的”関係性というレトリックに着目し、権利と「身体」をめぐる問題提示を行う。

次に、法主体の再解釈により、私たちの「身体」の社会的性質を明らかにし、そこに直接権利保護の必要性を読み込むドゥルシラ・コーネルの議論を取り上げ、フェミニズム現象学の知見からその再解釈を試みる。

フェミニズム現象学は、妊娠や出産など従来の現象学において分析の対象とされてこなかった身体現象に着目し、そこから「身体」と社会の新しい関係性を提示しようと試みる。本報告では、これらフェミニストの議論を援用し、妊娠という身体現象に着目することで、コーネルの議論をフェミニズム理論において基礎づけ、展開する。

それにより、身体と社会が交わる場所から、権利と関係性に対してアプローチを試みたい。

3. 関連研究

Cornell, Drucilla 1995 *The Imaginary Domain*, Routledge.

Minow, Martha 1990 *Making All the Difference*, Cornell University Press.

高井裕之 1988・89 「関係性志向の権利論・序説」『民商法雑誌』99-3号: pp. 339-376, 99-4号: pp. 459-485, 99-5号: pp. 623-655.

Weiss, Gail 1999 *Body Images: Embodiment as Intercorporeality*, Routledge.

Young, Iris [1983]2005 *On Female Body Experience*, Oxford University Press.

「家族の価値 (family values)」とは何か： 合衆国の家族政策を規定するもの

小泉明子 (京都女子大学非常勤講師)

本報告は、アメリカ合衆国で1990年代より政治問題化した同性婚をめぐり、どのような主義主張がなされ、それらの主張が家族をめぐる政策にいかなる影響を及ぼしているのかを検討しようとするものである。そしてその中で象徴的言説として用いられる「家族の価値 (family values)」という言葉が、いかにイデオロギー言説として影響力を持っているかについてみていきたい。

同性婚 (same-sex marriage) は、1950年代以降に本格化する同性愛者の権利運動の中で1990年代以降の主要目標となったイシューである。同性愛者は第二次世界大戦後より同性愛者に対する法的差別の克服や社会的地位の改良を目標として権利運動を展開してきた。1950年代のホモファイル運動は、善良な市民として主流社会に同調することを目ざす穏健なものだったが、1969年のストーンウォール事件をきっかけに、権利運動は差別的な社会の変革をめざすゲイ・リベレーションへと変容していく。1980年代にはエイズ・パニックをきっかけに同性愛者に対する社会的偏見が強まるが、その際に関係性に対する法的保護の欠如を痛感した彼ら・彼女らは、1990年代以降、関係性の承認要求を同性婚訴訟という形で進めていくことになる (gay rights movement)。

だが、同性婚承認要求とは家族という社会の基本的単位的大幅な概念変更を要求するものであり、保守派のバックラッシュを引き起こすこととなった。バックラッシュの主な担い手は、1970年代末に台頭してくる宗教右派 (christian rights) と呼ばれる保守勢力であった。政治学者の Green によれば、宗教右派は、「福音派プロテスタントを中心とした、公共政策の中に“伝統的価値”を回復するための社会運動」と定義される。宗教右派は、同性愛者の可視化や妊娠中絶の合法化により家族や道徳秩序が崩壊するのではないかと懸念する保守層の支持を取り込んで勢力を拡大し、共和党の支持基盤として共和党に対して大きな影響力を及ぼすことになった。たとえば福音派の支持で成立したとされる1980年のレーガン政権では、「家族の価値」を重視する政策が展開された。

また合衆国が保守化したといわれる1990年代、「家族の価値」を如実に示すような政策が推し進められた。1996年の福祉改革と DOMA (婚姻防衛法) の制定である。前者はシングルマザーの福祉依存を減らすこと、後者は連邦レベルでの同性婚を阻止することを目的としている。これらの政策は表面上、「家族の価値」という家族保護の言説の中で行なわれた点が重要である。「家族の価値」というスローガンは、伝統的家族の保持や称揚という形をとりつつも、実際には伝統的家族形態を営まない個人を周縁化し、不可視化する形で作用するイデオロギー言説である。報告では、近年問題となっている DOMA の憲法問題についても言及できればと考えている。

アスベスト被害をめぐる法と正義

—泉南アスベスト問題を中心に—

コーディネータ：松本克美（立命館大学）

報告者：松本克美

吉村良一（立命館大学）

村松昭夫（弁護士）

森 裕之（立命館大学）

コメンテータ：高村学人（立命館大学）

1. 企画趣旨・アスベスト訴訟の全体状況

松本克美(立命館大学)

2012年日本法社会学会学術大会の全体シンポジウムテーマは「法と正義」である。アスベストの健康への危険性が国や企業において認識された段階以降（遅くとも1960年半ば。実態調査では、戦前から危険性を指摘する調査あり）も、そのような危険性が広く国民に正確に知らされることなく、アスベストが大量に日本に輸入され続け、アスベスト製品が生産、利用されてきた。アスベスト粉じんにはばく露した場合、その質や量に応じて、潜伏期間20~40年を経て、ほとんど治療法がなく発病から2年程度でなくなってしまう中皮腫等の癌や重大なアスベスト疾患にかかることから、アスベストの生産・利用が全面禁止とされたのは、日本において2006年になってからである。まさに、アスベスト被害の発生における国・企業の法的責任を明確にし、今後20万人を超えると予想されるアスベスト被害者の十全な救済を図ることは、現代日本における「法と正義」の在り方が問われる象徴的な問題の一つである。

今回のミニシンポジウムでは、日本のアスベスト綿製品の一大産地であった大阪南部の泉南地域で発生したアスベスト被害に焦点をあて、産業構造等もふまえてなぜこの地域でアスベスト被害が深刻に発生したのか、2005年のいわゆるクボタショックを契機に、泉南地域の被害者が訴訟提起に至った背景、1審・大阪地判2010・5・19で原告勝訴となりながら、2審の大阪高判2011・8・25で原告逆転敗訴となったことを「法と正義」の観点からどう見るべきかなどを論ずる。なお、本年3月28日には、泉南国賠請求事件・2陣訴訟の1審判決が大阪地裁で下される予定である。報告では、この判決にもふれたい。

【参考文献】

・松本克美「日本におけるアスベスト訴訟」立命館法学331号862頁以下（2010）

*各報告のレジュメは次頁より。

2. アスベスト被害をめぐる法と正義—国の責任を中心に

吉村良一(立命館大学)

アスベスト被害に対する国の責任が追及された泉南アスベスト国賠訴訟において、大阪高裁は、国の責任を認めた地裁判決を取消し、国の責任を否定した。この事件で問われているのは、やや一般化して言えば、(アスベストという)危険から国民の生命や健康を守る上で国はどのような役割を果たさなければならなかったのかである。このような問題は、昨年原発事故においても生じている。すなわち、現在の原子力損害賠償法では、原発事故において責任を負うのは事業者だけであり、国は、その賠償資力の不足を支援するという形になっているが、果たしてそのようなあり方が適切なのかどうか。危険をコントロールし国民の生命・健康を守る(その意味での「正義」の実現)上で、国はいかなる役割を果たすべきか。報告では、泉南アスベスト国賠訴訟における国の責任を、以上のような視点から検討してみたい。

【参考文献】

- ・吉村良一「アスベスト被害と国の責任—泉南アスベスト訴訟の課題」法律時報 82巻2号54頁以下(2010)

3. 泉南アスベスト国賠訴訟が問う法と正義

村松昭夫(弁護士・泉南アスベスト訴訟弁護団)

大阪泉南地域は、100年間に亘って小規模零細の石綿紡織工場が集中立地し、わが国の石綿紡織品の多くを生産し、戦後は自動車、造船、鉄鋼などの高度経済成長を下支えした。その一方で、劣悪な労働環境のなかで石綿肺などの石綿関連疾患が工場内外を問わず大量に発生し、このことは、早くから国自身によって繰り返し詳細な調査が実施されてきた。ところが、国は、石綿が安価で工業的有用性があったことから、被害発生情報や石綿の発がん性などの医学情報を労働者や小規模零細業者に提供することなく、必要な規制や対策も行わないまま放置し続けた。そのために、泉南地域には、長期に亘って、継続的に、大量にアスベスト被害が発生した。これが、泉南アスベスト被害であり、この国による泉南アスベスト被害の放置こそが、わが国のアスベスト被害に対する国の怠慢の原点である。

泉南アスベスト国賠訴訟は、以上のような泉南地域のアスベスト被害の発生と放置に対する国の規制権限不行使の責任を問う訴訟である。

2011年8月25日、大阪高等(三浦潤裁判長)は、いのちや健康と石綿の工業的有用性等を同一の天秤にかけ、いのちや健康が産業発展によって犠牲になってもやむを得ないとする判決を言い渡した。現在訴訟は最高裁に継続中であるが、いのちや健康という崇高な法益が産業発展や工業的有用性などの経済的利益によって犠牲になっても良いのかどうか、まさに最高裁には、憲法秩序と法的正義の実現が問われている。

【参考文献】

- ・大阪アスベスト弁護団編『問われる正義—大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の焦点』(かもがわブックレット, 2012)

4. 泉南地域の産業社会構造とアスベスト問題

森裕之(立命館大学)

日本の主要産業は石綿紡織業によって支えられてきたが、その一大集積地が大阪泉南地域であった。戦後の大阪府の石綿糸・布の出荷量は5～9割を占め、その実際の生産現場は泉南地域にあった。1960～1970年代の最盛期には、泉南地域のアスベスト工場は一貫工場で60数社、下請けや内職規模の小規模事業者まで含めると200以上も存在した。その生産単位は驚くほど小さく、織り屋とよばれる小規模な織布業者や、近隣農家の副業内職にも依存していた。また事業者自身も家族も現場に入るなど、家内工場的な経営形態がとられていた。

アスベスト被害には、粉じん曝露からの疾病の発症までの期間が長いため有害性が認識されにくく、それだけ国家による保護が強く求められるという性格がある。小規模零細業者が集積していた泉南地域においては、事業者自らが深刻なアスベスト被害者になっており、国家による包括的な規制による事業者・労働者の保護が必要であった。

【参考文献】

- ・大阪じん肺アスベスト弁護団ほか『アスベスト惨禍を国に問う』(かもがわ出版, 2009)
- ・森 裕之「アスベスト災害と公共政策」『政策科学』16巻1号(2008)
- ・森 裕之「日本のアスベスト問題」『環境と公害』39巻4号(2010)

○コメント:フランスにおけるアスベスト被害の国家責任と救済システム—法と正義の比較考察

高村学人(立命館大学)

国賠責任が認められなかった日本とは対照的に、フランスでは2004年のコンセイユ・デタの判決でアスベスト使用を禁止しなかった国家の不作为につき賠償責任が認められた。判決の背景には、リスク社会における予防原則の影響を読み取る法社会学研究者もおり(Ewald 2009)、理論的にも興味深い素材となっている。

またこの判決以前の2000年からフランスでは、アスベスト被害者賠償基金(Fond d'indemnisation des victimes de l'amiante 通称FIVA)が創設されており、社会保障と国からの拠出をベースとした被害者救済システムが運用されている。このFIVAについては、救済する範囲が広いこと、賠償金も充実すること、から日本でも注目されてきた。またこのシステムは、行政的な紛争処理システムとしても位置づけることができよう。しかし、FIVAでの紛争処理過程においては、法的責任を曖昧化することは目指されてなく、FIVAが被害者に代位して「許されざるフォート(非行・過失)」を犯した使用者や国家に対しても訴訟を提起し、金銭的な解決だけではなく、法的責任の所在を明確化することで正義の回復をも目指す制度設計になっている。

本コメントでは、4つの報告を受けた後に、フランスの判例とFIVAの設計思想を手掛りにしながら、法と正義のあるべき相互関係についての議論の素材を提供することとしたい。

【参考文献】

- ・Ewald, François et als (2009) *Le principe de précaution*, P.U.F.
- ・高村学人(2009)「フランスにおけるアスベスト被害者賠償基金の現状と課題」環境と公害 38巻4号 14-19頁.

変動期の日本の弁護士

—2010年日弁連経済基盤調査の2次分析—

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）
報告者：佐藤岩夫
藤本 亮（静岡大学）
濱野 亮（立教大学）
高橋 裕（神戸大学）
中村真由美（富山大学）

1. 2010年日弁連経済基盤調査からみた日本の弁護士の特徴と趨勢

佐藤岩夫(東京大学)

現在、日本の弁護士は大きな変動期にある。いくつかの特徴的な傾向をあげれば、①2000年代に入って弁護士人口は急増し、2000年には17,126人であった弁護士が2010年には28,789人に達した。10年間で約1.7倍に増えたことになる。②弁護士事務所の形態・規模および活動分野にも変化がみられ、一方で、事務所の大規模化、弁護士業務の専門化が進行するとともに、他方では、若手を中心に「就職難」や「即独」などの現象がみられ、従来とは異なるキャリア・パスが生まれている。③弁護士業務をとりまく経済環境も一般的には厳しさを増しているといわれる。④弁護士制度自体も、弁護士報酬の自由化、弁護士法人制度の導入、業務広告の解禁など、この10年間に大きな変化に見舞われた。さらに、⑤女性弁護士が急増していることも近年の顕著な特徴である。弁護士全体に占める女性の比率は2000年の8.9%から2010年には16.2%と、10年間でほぼ倍になっている。

日本の弁護士が置かれているこのような変化の実態および意味は、法社会学研究の多様な関心に照らして多面的に検討・考究される必要がある。本ミニシンポジウムでは、その一環として、日本弁護士連合会が1980年以来10年ごとに行っている弁護士の基本調査である『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査』の2010年調査(以下、「2010年日弁連経済基盤調査」)の個票データ(マイクロ・データ)の2次分析に基づき、変動期にある日本の弁護士の実情、変化の方向、弁護士の法社会学的研究にとっての理論的インプリケーション等を明らかにするものである。

冒頭の佐藤報告では、本ミニシンポジウムの趣旨、共同研究の経緯を説明したうえで、2010年日弁連経済基盤調査の主要な知見を整理し、あわせて、過去3回の先行調査(1980年、1990年、2000年)の結果とも可能な範囲で比較照合することを通じて、現在日本の弁護士が置かれている状況の基本的な特徴と趨勢を明らかにする。

2. 弁護士のクラスタ化——業務分野と所得を中心に

藤本亮(静岡大学)

弁護士数は急速に増加しつつあり、弁護士の専門分化がどの程度進んでいるのかはそれ自体興味深いテーマであるとともに、弁護士業務の現状を可能な限り正確に把握しておくことは司法・法律サービスの提供システムの改善を考える点からも重要である。本報告では、弁護士の業務パターンによる分類を試みる。用いるのは2010年日弁連経済基盤調査の問16(業務や活動の時間割合)と問18(通常業務と公益業務の時間割合)である。問16により「弁護士としての業務」(通常業務と公益業務)と、司法委員や調停委員、社会活動、会務などの「それ以外の業務」の比率を明らかにし、このうち「弁護士としての業務」についてはさらに問18を用いて39業務分野ごとの時間投入率を算出する。取扱業務の点では、大多数の弁護士は多くの業務を扱っており、全体として「分業」がそれほど進んでいるわけではない。それでも総労働時間の5割以上を特定の一分野に投入している弁護士が1797ケース中88ケース(4.9%)で存在する。同じく4割以上では、130ケース(7.3%)となる。また、上記「それ以外の業務」については、82ケース(4.6%)で総労働時間の5割以上が、138ケース(7.7%)で同じく4割以上が投入されている。さらに、問18で取扱い有りの業務分野数も考慮に入れた上で、K-Means法によりクラスタ分析を行い、カテゴリカル主成分分析を用いて他の属性変数との関係を探る。このような業務分野クラスタと強く関係しているのは地域であり、所得、ジェンダー、修習期、事務所内地位などとはあまり関係していないことがわかる。報告では地域別・修習期別の分析を加え、弁護士の分業化がどの程度進行しているのか(進行していないのか)を明らかにする。

3. 弁護士による企業法務処理状況——大企業関連法務を中心に

濱野亮(立教大学)

2010年日弁連経済基盤調査の個票データに基づき、日本の弁護士が全体として、企業法務をどの程度、どのように処理しているのか、それらにはどのようなパターンがあるのかを分析し、変動する弁護士法務市場の重要な局面を明らかにする。

依頼者別投入時間(2009年1年間に「通常の弁護士業務」及び「公益業務」に費やした時間の全体を100%として、その依頼者・顧問先・所属組織の業務に費やした時間の割合)を基準にクラスタ分析(K-Means法)を行った。3クラスタに分けると、大企業への投入時間が非常に多い(平均73%)弁護士群(約2割)、個人への投入時間が非常に多い(平均81%)弁護士群(約4割)、個人と中小企業への投入時間が同程度に多い(ともに平均35%)弁護士群(約4割)が析出された。さらに、大企業への投入時間が非常に多い弁護士を2クラスタに分けると、ほとんど全ての業務時間を大企業に投入する弁護士群と個人・中小企業案件も相当扱っている弁護士群に分かれ、両者はほぼ等しい数であった。

これらについて、大企業を多く扱う弁護士を中心に、地域分布、事務所の経営形態と規模、事務所内の地位、性別、年齢、主要業務分野、専門化の状況などの特徴を分析する。あわせて、今後の企業法務処理を占う上で重要な意味を持つ中規模事務所所属弁護士の現状も明らかにする。

4. 弁護士役務の提供状況——地域の観点から

高橋裕(神戸大学)

裁判所の活動、とりわけ民事司法をめぐる活動状況は地域ごとに大きく異なり、かつ、従来、その状況には一定の傾向があった。すなわち、たとえば北海道・南九州では単位県道民数あたりの民事訴訟・調停件数（以下、「民事訴訟・調停率」と記す）が多いのに対して、北陸・北関東ではそれが少ない／また、南関東（特に東京）における民事訴訟・調停率は他地域と比較して特段高いわけではない、というように（後者の点は近時急激な変化を見せているが）。そうして、そのような裁判所活動の状況に大きな影響を及ぼしうる要因の一つが弁護士役務のあり方である、と考えるのも自然なことであろう。しかし、法社会学的観点からして興味深いそのような論点に関する分析が積み重ねられているとは、若干の先行研究を除いては言い難い。

そのような研究状況に照らしたとき、2010年日弁連経済基盤調査のデータは、全国規模で計画的に行なわれ、かつ回答者弁護士の所属弁護士会を明らかにしうるものだという点で、地域ごとの裁判所の活動状況と弁護士役務の提供のあり方との関係をめぐり分析を深めていくうえで重要な知見をもたらす可能性がある。今回の報告では、そのような観点からの分析を端緒的に行なうこととしたい。具体的には、弁護士の業務時間・属性等が地域ごとの裁判所の活動状況とどのようにかかわっているか、を検討対象とする。報告者の既往の関心との関係で、分析の重点はさしあたり民事司法に置かれるが、可能な限り刑事司法にも注意を払いたいと考えている。

5. 弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果

中村真由美(富山大学)

日本の弁護士の初職入職において、ジェンダーと学歴による「格差」はあるのだろうか。あるとすれば「格差」は改善されてきたのだろうか（特に新制度導入により）。本報告では、2010年日弁連経済基盤調査の個票データを用い、これらを検証する。この際に着目するのは初職の法律事務所規模である。

既存の海外の比較研究によれば、弁護士の経済格差は事務所規模や専門分野、ジェンダーと深く関わっている。女性弁護士は個人を顧客とし、家族法などを担当する傾向（＝大規模事務所で企業法務を担当しない傾向）があり、それが経済面でのジェンダー格差につながっているという（Shultz 2003）。中村（2009）によれば、日本においても同じ傾向が見られる。女性弁護士は家族法を担当し、小規模事務所で働き、所得が低い傾向がある。その一方で、日本では知的財産権の分野で女性の比率が比較的高く、若手の弁護士を中心に大規模事務所に女性弁護士の比率が高い。つまり日本の女性弁護士には2つの異なる傾向が見られるのである。このことから、上記の経済基盤調査データを用いて、日本におけるジェンダーの弁護士の初職規模への影響をあらためて検証した。

「格差」につながりうるもう一つの要因に学歴(出身校の影響)がある。出身校は教育社会学で言うところの「チャーター」(社会化・配分過程装置)として働く。簡単な例をあげれば、就職において先輩後輩のネットワークが役に立つ。この学歴の影響が弁護士の入職にも関わっているのか、さらにそれに経年変化(特に新制度導入前後)があるのかどうかにも着目する。

初期の分析の結果としては(クロス表と OLS による分析)、ジェンダーは初職規模に対して有意に近い水準で関わっていた。初期の司法修習期においては、女性は男性より規模の小さい事務所に初職で入職する傾向があり、修習期が後になるにつれてそれが逆転し、女性は男性よりも規模の大きい事務所に勤める傾向に変わっていた(ただしどちらも有意に近い水準だが有意ではない)。出身校の初職規模への影響については、修習期が後になるにつれて強まる傾向が見られた。特に新制度導入後にはこの傾向がより顕著になり、一部の学校の卒業生が大規模事務所に就職する傾向が強くなっていた(つまり、入職における学歴間格差が拡大した可能性がある)。当日はさらに分析を進めた結果を報告する。

【引用文献】

Schultz, Ulrike and Gisela Shaw eds. 2003. *Women in the world's legal professions*. Oxford-Portland Oregon: Hart Publishing.

中村真由美編著. 2009. 『医療・法曹職女性の研究—職場と家庭における性別役割分業と階層—』平成18~20年度科学研究費補助金基盤研究成果報告書.

ゲーミング法教育の思想と行動

—コアコンテンツの開発と方法としてのメディア—

コーディネータ：久保山力也（青山学院大学）
報告者：井門正美（秋田大学）
荒川 歩（武蔵野美術大学）
松尾正博（マイクロコート株式会社）
久保山力也

1. 端緒：ゲーミング法教育の意義

本ミニシンポジウムでは、①どのようなゲーミング法教育があり得るのか、またそれらが、②どのようなメディア（媒体）にて、③どのように効果的に機能し得るかについて検討する。

ゲーミング法教育においては、法や紛争フィールドにおける種々の局面を細分化し、ゲーミング手法を用いゲーム化した上で、学校現場、研修、生涯教育、家庭教育など多様な場面、環境において使用可能な教材を開発する。これは単なる教材作りあるいはゲーム作りではなく、法と社会の新たな接点を見出し、法律学習、法教育の新しい方法論を構築しようとする野心的な試みである。いわゆるテレビ（ビデオ）ゲーム、携帯ゲーム媒体やコンピュータ、あるいはそれらが用意できないような状況下でのゲーミング法教育の在り方、可能性について、具体的な開発ゲームを素材として、提示していく。

2. 経過：法教育からゲーミング法教育へ

機関誌『法社会学』75号特集に明らかのように、「法の教育」に対する関心は高まっている。学会においても、2006年度学術大会（関西学院大学）に法教育に関する個別報告があるほか、2010年度学術大会（同志社大学）、2011年度学術大会（東京大学）には、法教育の実践や課題に関するミニシンポジウムが開催されている。法教育全般の趨勢については、理論や方法論に関する文献も多く出され、さまざまな法教育の教材も作られるなど、隆盛を誇っているようにも見える。

しかし現代、法教育の展開には限界がある。実践の主たるフィールドとしての学校現場においては、カリキュラムの問題や担い手の問題など解決困難な問題が存在する。そもそも法教育が何を目指し、何をもちて達成したといえるのか、法教育自体に対する信用はそれほど高くない。そこで、方法論を大幅に転換し、ゲーミングの手法を用いつつ、学校現場のみならずあらゆる場面で法や紛争に親しみ、「遊ぶ」、ゲーミング法教育を提案する。

3. 方法:報告と内容

本企画では、まずゲーミング法教育の基礎となる理論編から出発する。井門報告では、役割体験学習論モデル(図1)から、ゲーミング法教育の意義と効果を論じる。役割体験学習とは学習者がある役割を担うことによって、考察対象を理解し、問題を解決しようとする学習方法であり、学習者の社会的実践力(生きる力)を培うべく知識と行為の統一的な学習を図るための理論である。役割体験学習論では、講義型と体験型(AからD)の統合を図っているが、この枠組が実践的法教育を普及させるための理論的枠組となる。

これを受けて実践編では、PC環境下、ゲーム機器/モバイル機器環境下、非デジタル環境下における、方法論について、検討する。荒川報告では、「被害者学ゲーム(仮)」(フラッシュ版)を中心として、主にパソコン環境下でのゲーミング法教育の可能性について論じる。あわせて、心理学研究の立場から、ゲーミング法教育の効果について言及する。松尾報告では、「裁判員裁判ゲーム(仮)」(デジタル版)の開発について論じる。同ゲームは、すでに非デジタルゲームとして供給されている「裁判員裁判ゲーム(中高生版)」(図2)を出発点としながらも、新たな視点から「評議」をとらえるものである。あわせて、企業経営者の立場から、ゲーム開発の現状とノウハウについて言及する。久保山報告では、「ADRゲーム(仮)」から、ボードゲーム、カードゲームなど非デジタル環境でのゲーミング法教育の在り様と効果について論じる。あわせて、ソーシャルゲーム、シリアスゲームなど注目されている方法論と法教育の接点ならびに、実際の運用について言及する。また、ゲーミング法教育開発はその性質上、国際的な展開が期待される。このため、韓国からゲストを招聘し、報告いただく予定である。

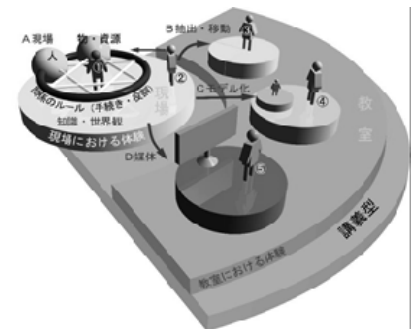


図1 役割体験学習モデル

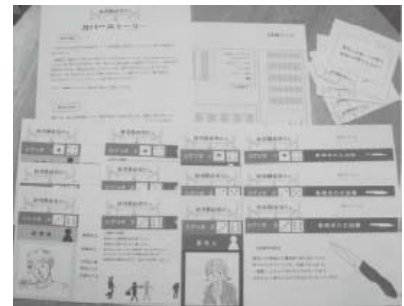


図2 裁判員裁判ゲーム
(中高生版)

【参考文献】

- ・ 荒川歩・久保山力也・守屋博三・大石啓治「裁判員裁判ゲーム(中高生版)の開発」
シミュレーション&ゲーミング(20) 59-65頁
- ・ 井門正美(2011)『役割体験学習論に基づく法教育の実践』現代人文社
- ・ 久保山力也(2011)「法教育の「新たな」可能性と「くらしの法律家」の実質化」
法社会学(75) 日本法社会学会 157-186頁
- ・ 久保山力也(2012)『解釈のちから』(福岡県司法書士会制作) 福岡県司法書士会
(文:久保山力也)

別子銅山・山間部社宅街の生活史

竹原信也 (新居浜工業高等専門学校)

1. 別子銅山と近代鉱山の社宅街

別子銅山は1691(元禄4)～1973年(昭和48)の約280年間、一貫して住友家が経営した日本有数の銅山である。明治時代には近代化に成功し、鉄道、発電所、製銅工場などが作られた。また事業の発展に伴って近代的な社宅街が複数、形成された。

一般に、近代の社宅街には、企業の合理性の精神、労務管理や福利厚生といった、従来の鉱山集落とは明らかに異なる思想の影響が見られる。社宅街は計画的に整備され、多くの福利厚生施設が建設されたという。この点、先進的な取組であったと評価されている。別子銅山においても、山間部の社宅街に娯楽施設や共同浴場、学校が作られ、後には、都市建設の一環として優れた幹部用社宅も作られた。このような特徴をもつ生活空間で人々はどのように生活していたのか。本報告では、別子銅山・鹿森社宅で生活し、生協の運営に携わっていたAさんの証言をまとめ、発表する。

2. 鹿森社宅の概要

鹿森社宅は大正時代に山の斜面に沿って建てられた。標高約250～330mに位置する。主として現業職員(坑内夫等)向け社宅である。最盛期には約300戸、1300人を超え、浴場・倶楽部・小学校・生協があった。戦前は詰所が存在したが、戦後に警察はなく住友の警備担当が巡回していた。Aさんによると治安は良く、もめごとも少なかったという。

3. 調査の方法

Aさんに計三回、インタビューを実施した。報告者は会話を録音し、逐語記録を作成する。並行して語られた体験を裏付けるような文献資料や写真資料も調査する。こうして集められた資料を分析しながら考察をしていく。

4. Aさんの来歴

Aさんは1921年に鹿森社宅で生まれた。尋常高等小学校を卒業後、住友機械に就職した。1942年に海軍入隊。飛行機の整備等に携わった。終戦後、住友別子鉱業所に入社し、坑内労働に一年間従事した。その後、組合専従職員を経て、警備担当として定年(55歳)まで勤めた。組合活動を辞めた後、鹿森社宅の教育復興会(現在の自治会)の会長に推挙され、生活協同組合を立上げ、運営に携わった。警備の業務内に鹿森社宅の担当があり、その日は、巡回等していた。

5月12日（土） 14:30～18:00

- ・ 個別報告分科会 B
- ・ ミニシンポジウム④（企画関連ミニシンポジウム I）
「法と正義の心理学的基盤」
- ・ ミニシンポジウム⑤
「取調べの可視化と捜査の在り方」
- ・ ミニシンポジウム⑥
「被災者支援と法の役割」
- ・ ミニシンポジウム⑦
「法執行から見るDV防止法」

森林価値の変遷と共有林のゆくえ

片野洋平（鳥取大学）

日本は世界的にみても有数の森林保有国でありながら、国内の森林は維持や管理がなされていない場合も多い。森林の維持や管理がなされなくなった結果、森林のもつ経済的価値が低下するだけでなく、土砂崩れなど自然災害が発生しやすくなり、森林自体がもつ水源の涵養能力の低下、二酸化炭素の吸収源として機能低下が生じている。森林の経済的価値を含んだ多面的機能の発揮は、我が国の政策的課題となっているが、効果的な施策は実施されていないように思われる。では、森林の多面的機能の発揮はいかにして実現できるのだろうか。本報告では、中山間地域を代表するような特定の地域における問題をより深く理解することにより、何らかの政策的方向性を提示することを目指す。

報告者はこれまで、過疎化が進む中国地方の中山間部を中心に、維持や管理がなされなくなった森林の問題を、その所有者に対するインタビューから観察してきた。中国地方の中山間部に着目するのは、全国的にみて特に過疎化が進んでいるため、その結果として森林も維持管理がなされていない場合が多いと推測できるからである。そしてインタビューという方法を採用したのは、住民の考えや行動をより深いレベルで捉えたかったからである。具体的には、中国地方のX県、Y町のZ地域における可能な限り全集落の住民に対し、森林の過去の状態、現在の状態、そして、未来における持続可能な森林のあり方について、意識、行動の両側面から半構造化インタビューを行ってきた。

これまでの調査の結果、小規模の共有林は、境界が分からない、境界が分かっても所有者が分からない、所有者が分かっても村にはいないなど、すでにコモンズ論や農林、環境問題の先行研究などで指摘されてきたような様々な課題があることが分かった。さらに、個人で所有する山林の管理については、一定程度の管理や維持、あるいは、「何もしないが目をかける」状態にある一方、共同で所有する小規模な山林（共有山の小面積の共有林）に対しての関心は著しく低く、ほとんど放置されている場合もあることも分かってきた。共有林では、所有者間の意思疎通ができないことで、維持や管理、「何もしないが目をかける」という状態も無くなり、関心自体がない場合も多いのである。

このように本報告では、中国地方で過疎化が進む代表的な中山間エリアの一地域における森林のうち、特に小規模共有林に着目し、第一に本対象地域での小規模共有林の所有者（住民）の維持管理の実態を報告する。第二に、小規模共有林の所有者（住民）の望む維持管理のあり方を報告する。そして、最後に小規模共有林の所有者（住民）の望む維持管理のあり方と、多面的機能を同時に実現するため、行政はどんなことができるのか、現場から得られた知見をもとにした議論を行いたい。

学校体罰事件の処理過程とその問題性

— 事故報告書から見えてくるもの —

馬場健一 (神戸大学法学研究科)

本報告は、学校体罰の処理過程を、教育委員会に提出される「事故報告書」の記載から検討し、その実情の問題点を探ろうとするものである。着眼点を、教育関係に直接根ざす教員体罰の発生機制ではなく、その後の事件の処理過程に置く点で法社会学的視座に適合的といえ、また子どもが当事者でありながら事件処理過程においてその主体性が奪われがちであること、他方でそうした状況の打開の試みが彼ら自身の手によって行われうること、が示される点などが重要であると思われる。

教員による児童生徒への暴行であり学校教育法にも反する体罰を行った者は、公立学校の場合は、人事権者である都道府県教育委員会によって懲戒処分等に処せられる。日本の学校体罰の違法化は、戦後改革どころか戦前以来の歴史を持つが、処分者が増加したのは1980年代後半以降の、比較的近年のことである。これは以前は事実上容認されていた学校体罰が、近年になって処分されるようになってきたことの反映であり、児童生徒の経験調査からしても実際にも学校体罰は減少傾向にあるように思われる。とはいえこの同じNHK調査によれば、2002年の段階でも、高校生の10%、中学生の7%が教員からなぐられた経験があると回答しており、他方で毎年の加害教員の処分数が400人程度であることは、なお膨大な体罰事案が暗数として埋もれているとも見ることができよう。それらのなかにはおそらく些細なものも含まれようが、他方で報告が上がってしかるべき深刻なものも相当数あると考えるのが自然であろう。教員による暴力が顕在化することを妨げる要因は、ひとくくりに「学校の隠蔽体質」等と語られることがあるが、本報告ではその具体的なありようを実際の事件を扱った報告書を分析する中から検討してみたいと考える。そうした検討する中からこそ、問題打開の糸口も同様に具体的なかたちで展望しうるだろう。

よりマクロな視点からは、上記のような経年変化、すなわちなぜある時期から一方で処分件数が増え、他方で被害経験の報告が減少してきたのか、についての社会的な説明やメカニズムの解明等も、理論的にも実践的にも興味深い検討課題である。大きくいってそれは、一方で大きな社会変動に伴う親子関係のあり方の変化や個人の権利や権力関係についての意識変容、学校教育や教員・公務員に対する視線や期待の遷移等を背景としながら、個別の重大事件の発生をきっかけとするマスコミ等の体罰批判の社会的高まりと広がりや、それらに呼応した弁護士会や当時の文部省はじめ教育内外さまざまなアクターのより具体的な活動などが集積した帰結であると考えられる。そしてそれは日本における法と社会の問題としては、両者間の乖離が埋められていく一事例であり、公的機関のコンプライアンスの問題であり、いわゆる「法化」の一面であるともいえるであろう。本報告は、こうした長期的な変動についての問題意識を背景としつつも、とりあえずは直近の諸事例を素材に、今の学校体罰事件の処理に内在する問題を、より個別的・ミクロな視点から析出していくことに力点を置く。現状分析を、そこで得られた知見を足がかりに過去との差分を探求し、またより広い理論的実践的示唆を説得的に得るための第一歩と位置づけたい。

刑罰動機に影響を与える要因について

—事件の要因と受け手側の要因が刑罰動機にどのような影響を与えるか—

岡本英生 (甲南女子大学)

松原英世 (愛媛大学)

1. 問題

犯罪に対する人々のさまざまな感情や判断は、どのような要因の影響を受けるのだろうか。岡本(2009)や松原・岡本(2012)は、どのような内容の事件であるのか(事件の要因)ということだけではなく、その事件を見聞きする人がどのような特性(社会的価値観等)を持つか(受け手側の要因)ということも、凶悪性判断や処罰感情に影響を与えていることを明らかにした。本研究では、刑罰動機に対しても同様なことが言えるかを調べる。

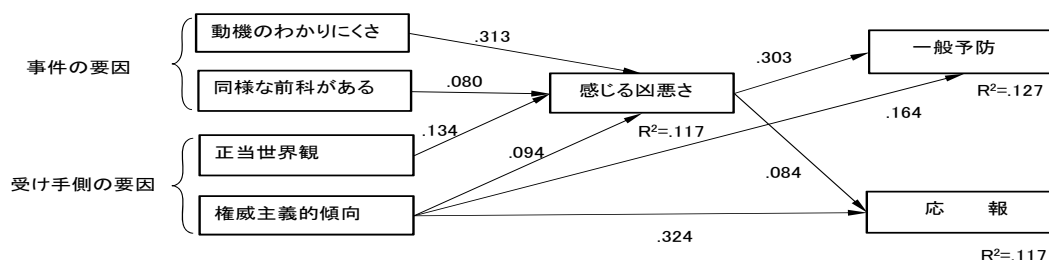
2. 方法

無記名式の調査票への記入を求める方法をとった。調査協力者は、大学生男女 799 人(すべての項目に回答した 692 人が分析対象)。調査時期は、2010年6月～7月及び12月である。要因を操作した架空の犯罪を提示し、それについて感じる凶悪さの程度と刑罰動機(一般予防、応報)を尋ねた。また、回答者側の要因についても併せて尋ねた。

- (1) 提示した架空の犯罪: ①被害者の性別(女性/男性), ②加害者の年齢(少年/成人), ③動機のわかりにくさ(動機なし/動機あり), ④同種前科の有無(同種前科有/同種前科なし)の4つの要因についてそれぞれ2条件ずつ、全部で16種類(2×2×2×2)の架空事件を用意し、個々の調査協力者には16の架空事件のうちいずれか1つのみを提示した。
- (2) 感じる凶悪さの程度と処罰感情: 上記(1)の事件に対し、感じる凶悪さの程度及び刑罰動機(一般予防、応報)についての回答を求めた。
- (3) 受け手側の要因: 正当世界観及び権威主義的傾向を調べた。

3. 結果

パス解析を行い、統計的に有意なパスのみ残るようにしたところ、下図のようになった($\chi^2=6.566$ df=6 p=.363, GFI=.997, AGFI=.987, CFI=.998, RMSEA=.012)。事件の要因のうち、被害者の年齢と加害者の年齢からは有意なパスが引けなかった。刑罰動機(一般予防、応報)についても、凶悪性判断や処罰感情と同様に、事件の要因だけではなく、受け手側の要因も影響を与えていることが確認できた。



都道府県警察エリートのカリヤパスと その含意

吉田如子 (明治大学)

1. 都道府県警察エリートの存在

警察庁と都道府県警察の関係は、従来、「管理職」対「現場」、「中央」対「地方」、「統制者」対「被統制者」、「政策策定者」対「政策実行者」などと言った枠組から理解されてきた。

しかしながら、時に構成員が1万人を超えるような都道府県警察組織において、そのすべての構成員や活動が、「現場」の一線警察官であり、警察庁からの「統制」を受け「政策を実行」するのみと仮定するのは荒唐無稽であろう。

そこで、本発表においては、比較的若くして警視に昇任し、国家公務員に身分替えとなる警視正の候補者集団を構成する警察官に焦点を当て、そのカリヤパス、育成、そして警察運営、政策策定に彼らが果たす役割、彼らの意識などについて議論する。

2. 調査方法

都道府県警察エリートのカリヤパスや育成、意識などを明らかにするために、2009年から2011年にかけて、調査票調査、個人面談調査を実施した。個人面談調査においては、録音は行わなかったが、面前で調査ノートへの記録を行い、面談終了直後、記憶減退をみる前に追記を行った。調査ノートについては希望があれば面談対象者に開示した。

3. 調査結果

分析した結果、若くして警視に昇任し警視正候補となった都道府県警察エリートは、特殊なカリヤパス、職務経験を有しており、その中でも注目すべきは警察庁への出向、派遣経験である。現在では警視正候補となるためには、警察庁での勤務経験をほぼ必須とされている。この経験を通じて、彼らは都道府県警察エリートとしての立場、役割を自覚し、組織運営、管理、政策策定、時には地方政治への関与の必要性を強く意識するようになる。そして都道府県警察エリートの存在により、警察庁と都道府県警察の関係は、従来仮定されていたよりも遙かに複雑なものとなっていると考えられる。

企画関連ミニシンポジウム I

法と正義の心理学的基盤

コーディネータ：木下麻奈子（同志社大学）

報告者：内藤 淳（一橋大学非常勤講師）

平石 界（京都大学）

長谷川真里（横浜市立大学）

菅原郁夫（早稲田大学）

コメンテータ：松村良之（千葉大学）

唐沢 穰（名古屋大学）

1. 企画趣旨

木下麻奈子(同志社大学)

このシンポジウムでは、法と正義の問題を心理学の視点から議論する。具体的に取り上げるテーマは、正義は外在的・客観的に存在するものなのか、あるいは内在的・主観的にしか捕捉できないものなのか、人びとはどのような法と正義をいかなる場面で求めるのか、その内容は人びとが成長するとともにどのように変化するのか、人類の進化の過程で正義はどのように変化してきたか、さらにそもそも人びとが法や正義を求める心理的要求の背景は何なのか、といった問題である。各報告は、法学、進化心理学、発達心理学、社会心理学、法心理学などの方法論に依拠したものである。そしてこのような方法論の違いが、概念操作にどのような影響を与えているかを見て頂きたい。

2. 正義論と人間科学

内藤淳(一橋大学非常勤講師)

ケルゼンに代表される「存在と当為（事実と規範）の峻別」により、近代自然法論でなされたような「人間本性論に基づく法の考察」は現代ではほとんど見られなくなり、法は規範論の枠内で論じられるようになった。しかし、法が、人間の社会で人間を対象にその行動を規律するものである以上、人間とその社会がどう「である」という事実論は法学と切り離せず、その重要な土台になる（と報告者は考えている）。本報告では、その接点として「法の目的」論に焦点を当てたい。

「法の目的」は、通常「正義」という価値概念を通じて法価値論として考察される。

「善」と「正」を区別し、多様な「善の構想」を持つ人たちの公平な共存の枠組みとして「正義」を探求するリベラリズムの議論はその典型だが、この問題は、人間という生き物が共存するために何が必要であるか、「人間の共存の条件」とは何であるかという「事実」論上の考察としてアプローチできる。そこでは、人間の性質や行動原理、人間社会の構造や力学を分析する「人間の科学」が大きな意味を持つし、とりわけ「人間本性」の探求としての進化心理学からは有用な知見が提示される。「法の目的」や「正義」に関して、規範論と事実論の二元的アプローチの可能性を指摘することで、法学と人間科学の関連性を考える報告内容としたい。

3. 進化から考える「正義」の起源(または人々の葛藤の起源について)

平石界(京都大学こころの未来研究センター)

ダーウィンが「種の起源」を著してから150年以上が経ち、自然淘汰理論は、集団遺伝学やエソロジー(動物行動学)との融合を経て、多くの検証可能な下位理論を生み出してきた。その当然の帰結として、それら下位理論を用いた人間(ホモ・サピエンス)の分析が行われるようになった。ダーウィン理論の強力さは、何者の意図や目的もないところから、複雑で精巧な“デザイン”が進化することを示したことにある。言い換えれば、何も無いところから如何にして複雑なものが発生しうるのかを問うのが、進化的視点ということもできる。本発表では、こうしたダーウィンのアプローチによって、「法」や「正義」の起源について、どのような形で斬り込むことが可能か、検討してみたい。具体的には、ダーウィンの進化理論について紹介した後、人間同士の協力関係の形成と維持について、いくつかの理論と実証研究を紹介する。これらを通じて、1) 進化的視点をとったとしても、利害は個人によって異なりうること、2) むしろ進化的視点は、それら利害関係がある終着点(均衡状態)に至る道筋を分析するツールとして使えること、を示したい。その上で、ゲーム理論的な意味での均衡状態と、「法」や「規範」、「慣習」の関係について、参加者の皆さんとディスカッションできれば嬉しく思う。

4. 子どもの道徳判断研究の現状と問題点

長谷川真里(横浜市立大学)

本シンポジウムのテーマ(法と正義)に関連する発達心理学の研究といえば、社会認識研究あるいは道徳性の発達研究になるだろう。価値とかがかわるテーマであること、課題作成の困難さなどの理由から、研究者から敬遠されてきた領域であり、知見は乏しい。本発表では、そもそも発達心理学においては、論理実証主義から社会文化的アプローチまで多様な立場があることを確認したうえで、道徳判断の発達というテーマに絞り、これまでどのように研究され、どのような議論が生じているのかを紹介する。現在は、ピアジェ、コールバーグの提唱する段階理論の限界が指摘され、多元的な発達を想定する立場が主流となっている。しかしさらに細かく見ていくと、いくつかの論点(研究者間、理論間の対立)が浮かび上がる。そこで、1) 研究の方法論、2) 道徳の定義と発達的变化のメカニズム、3) 生得性と普遍性の問題、という3つの観点から、道徳判断の研究について考えていきたい。発達研究で示唆される子どものありようが、他の学問領域とどのように関連づけられるのか、ぜひご示唆いただきたい。

5. 公正を語ることと感ずること

菅原郁夫(早稲田大学)

何が公正であり、何が正義であるか明確な言葉で語ることは、人々にとって容易なことではない。それは哲学者にとっても、法学者にとっても同様であろう。しかし、人は何が公正であり、正義であるかを説明することはできなくても、それらを感じ取ることができるようである。手続的公正の社会心理学研究によれば、人は社会生活のなかで、公正を感じ、正義を感じ取ったとき、それを好み、それに従うという。もし、明確な概念を伴わない、体験を通じた理解が、人々の現実の行動に影響を及ぼすとなれば、私たちは、この、語るができないが、感ずることのできる公正や正義をどのように扱うことができるであろうか。本報告では、民事裁判という場面に着目し、公正感覚、正義感覚が現実の裁判経験者に及ぼす影響を確認し、公正さを感じさせることの実践的な意義を探る。また、裁判は、一般に正義を語る場所として理解される。本報告では、現実の裁判場面に着目することによって、語られる正義と感ずられる正義との関係についても考えてみたい。

取調べの可視化と捜査の在り方

コーディネータ：河村有教（海上保安大学校）

報告者：井上明彦（弁護士）

河村有教

仲真紀子（北海道大学）

京 明（関西学院大学）

コメントータ：久保秀雄（京都産業大学）

荒井里佳（弁護士）

○企画趣旨

取調べや供述調書に過度に依存する捜査の在り方・公判の在り方を見直すことも含めて、取調べの在り方を変える取調べの録画の制度化は、密室での取調べにおいて、虚偽自白を生ぜしめるという問題や違法な取調べをめぐる問題を解決するための強力な方策として、導入に向けて本格的に議論されている。

本シンポジウムでは、取調べの録画と捜査の在り方について、刑事訴訟法学、法社会学、心理学等、異なる学問分野の研究者と実務家間との討議をまじえて検討するものである。上記の報告に対する、久保秀雄氏と荒井里佳氏両氏によるコメントを受けて、フロアーの会員をまじえて討議したい。

*各報告のレジュメは次頁より。

1. 取調べの全過程の録画(取調べの可視化)と弁護技術

井上明彦(弁護士)

取調べの全過程の録画の必要性は、長年、刑事弁護に携わる弁護士が訴えてきたものである。ヨーロッパ各国、韓国、台湾等では、取調べの全過程の録画は既に行われており、2008年10月28日及び29日に採択された国際規約(自由権規約)委員会の総括所見は、日本国政府に対し、「取調べの全過程における録画機器の組織的な利用を確保し…なければならない」(日弁連仮訳)としている。にもかかわらず、長年、捜査機関は、取調べの全過程の録画はおろか、一部の録画さえも拒否してきた。しかし、裁判員裁判の導入が決まったことや、志布志事件・氷見事件・足利事件などの虚偽自白が問題となった近年の冤罪事件がこのような流れを変え、2006年から検察庁において取調べの一部録画の試行が始まった。さらに、2010年9月に無罪判決の出た厚生労働省元局長事件では、検察官による証拠捏造までもが明らかになったことなどが契機となって、昨年からは取調べの全過程の録画の試行も始まっている。

もっとも、現在、行われている取調べの録画は、「一部」も「全過程」も、全て法的な義務に基づくものではなく、検察官の裁量として行われているものであり、録画の有無は供述調書の証拠能力には影響は及ぼさない。そして、いまだ捜査機関側の意見の大勢は、全過程の録画を行うことは、自白を減少させ、真実の究明ができなくなり、ひいては治安を悪化させるとして、全過程の可視化には反対している。しかし、個人的には、数年後には、全事件とまでいかななくても、裁判員裁判対象事件などの一部の事件では、全過程の録画が行われることは法的な義務となっているのではないかと考えている。

その理由は、全過程の録画を実際に行うことによって、捜査官は、全過程を録画することによるメリットに気付くのではないかと、既に気付き始めているのではないかとと思われるからである。そのメリットとは、被疑者・被告人の不合理な弁解をそのまま法廷に証拠として出せることである。すなわち、取調べが、威圧的な取り調べや、いわゆる切り替え尋問のような欺罔的な取り調べを行うのではなく、綿密な準備を行った上で取り調べを行えば、被疑者は、証拠資料は見ておらず、弁護人の立会いもない中で、たとえ記憶通りに供述しようとしていたとしても、供述内容を二転三転させられてしまう可能性はある。被疑者は、事件日より数ヶ月・数年後に逮捕されることも決して珍しくないからである。そして、裁判所は、被疑者の二転三転する供述経過を録画媒体で見聞することによって、被疑者供述の信用性に回復不能な不信感を抱いてしまう可能性は十分にある。最近の経産省の元審議官がインサイダー取引で起訴されたケースでは、一貫して否認をしているにもかかわらず、検察が証拠でビデオ提出を考えているとの報道がなされている。もちろん、この問題は、録画媒体の証拠としての使用方法をどの範囲で認めるのかという問題と密接に絡んでくる。また、上記のような、私の危惧は、イギリスのピースモデルのような取調べ技術が導入された場合には、当てはまらないものなのかもしれない。しかし、現在の私には、弁護人が立ち会うことのできない状況で、被疑者に事前にどのようなアドバイスをするのか、すなわち、供述をさせるのか、それとも一切黙秘させるのか、そもそも、弁護人も証拠を見ていない段階で適切なアドバイスが本当にできるのかなど心配に思う点が多々ある。

2. 取調べの録画と取調べの在り方

河村有教(海上保安大学校)

取調べは、密室において、取調べを行うそれぞれの捜査官の経験に委ねられてきた。そのため、日本においては、捜査官の取調べ技術・技法は構造化されていない。身柄拘束者の取調べ受忍義務が肯定され、また、糾問的捜査観が捜査(裁判)実務において支持されていることからわかるように、取調べにおいて、捜査官と被疑者とは決して対等な関係ではなく(被疑者は取調べの客体であって)、こうした垂直的な関係から、しばしば虚偽自白の問題を生じさせてきた。捜査官は、ときに、被疑者に対して予断をもって質問したり、被疑者や参考人の話を遮り、想像であらかじめ決めていた質問に引き戻し、そうすることで自らがあらかじめもっていた仮説を証明しようとしたりする。多くの捜査官は、被疑者取調べの目的は、自白を得ることによる真実の究明だと考え、取調べ手法はそれぞれの捜査官の裁量にまかされてきたのである。

本報告では、捜査官の取調べにおける技術・技法の構築に向けて、ガイドラインを定め、そのガイドラインに従って取調べ官の育成・研修に重きをおいているイギリスの *investigative interviewing* を紹介しながら、取調べ録画の制度化と捜査の在り方について検討を試みる。取調べの録画によって、イギリスにおいては、捜査官の取調べ技術・技法の向上に向けて取調べ官の育成・研修プログラムが開発され、それによって、取調べの在り方そのものについて、被疑者に自白するよう説得するといった糾問的な思考法から離れて、自白を求めるのではなく、広範かつ多様な証拠を収集するという思考法へと移行し、捜査における取調べの在り方に変化を生じさせてきた。

密室の取調べ室で、何が起こり得るのか。虚偽自白を生ぜしめるおそれから取調べの録画(録音)の意義が唱えられているが、取調べの録画は、捜査官教育においても極めて重要な意味を有するといえる。取調べ技術・技法を捜査官の経験や裁量にゆだねるのではなく、取調べの録画によって、取調べの在り方を批判的に分析、検討していく上で、従来の糾問的な捜査の在り方に変化を生じさせるのではないだろうか。

3. 被疑者取調べ技術の高度化:PEACE モデルに見る情報収集アプローチ

仲真紀子(北海道大学院文学研究科)

日本の刑事捜査では、被疑者から自白を得ることが重要な目標となる。自白した被疑者から「犯人しか知らない情報」が得られれば、事件の解明にもつながるし、被疑者を訴追する重要な証拠ともなる。また、罪を認めることは反省、更正のきっかけになるとも言われている。しかし、自白を重視するアプローチは、虚偽自白を引き出すこともある。足利事件、志布志事件、氷見事件と、被疑者が実際には行っていないことを「自白」する事件が相次ぎ、自白に過度に依存することが問題として議論されるようになった。ここでは心理学の立場から、自白重視の取調べの問題点を指摘し、それに代わる情報収集アプローチを紹介する。

自白重視の尋問技法を糾問アプローチといい、米国のレイドとインボーによるレイドテクニックが有名である。この尋問法は2段階から成る。第一段階では被疑者の行動を観察し、嘘をついていないかどうかを確認する。行動から「被疑者が嘘をついている」と判断されれば、第二の尋問段階へと進む。ここでは被疑者を孤立させて不安にし(孤立化)、有罪の証拠をほのめかしながら事件の重大性を説く(重大化)。一方で、犯罪の原因は被害者や環境にあるなどとして事件を矮小化し、被疑者の面子を保つ(矮小化)。これらの手続きは罪を犯した被疑者から自白をとるのに有効だとされる。

しかし、近年の心理学研究が示唆するところによれば、この方法では、有実の人を「有実」、無実の人を「無実」とうまく弁別することができない。第一に、Vrijらが示すように、行動から嘘をついている人を見分けることは難しい。また、KassinやMeissnerらが示すように、尋問段階でとられる重大化や矮小化は、真の被疑者のみならず、無実の被疑者をも「自白」させてしまう。

では、どのような取調べを行えば、有実の被疑者と無実の被疑者を弁別できる情報が収集できるのか。近年議論されている方法として「情報収集アプローチ」がある。これは、自白ではなく、法的判断に有用な情報を引き出すことに焦点を当てた面接法である。そこでは事件とは直接関わりのない面接者が、被疑者と対立することなく、被疑者の権利や面接の目的などを十分に説明した上で、オープン質問(「お話ししてください」「そして」「それで」)やWH質問(「いつ」「誰が」「どこで」等)で被疑者に報告を求める。そして、被疑者の報告に証拠との齟齬があれば、その点についてより詳しく説明してもらうというものである。

現実に用いられている情報収集アプローチとしては、英国のPEACEモデルがある。Pは計画(plan)、Eは説明(explain)と引き込み(engagement)、Aはアカウント(account:説明のこと)、Cは終結(closure)、そしてEは評価(evaluation)を表す。筆者は昨年、英国で3週間にわたるPEACEモデルのトレーニングを受ける機会を得た。この体験も踏まえ、情報収集アプローチのもつ可能性について考察する。

4. 取調べの可視化と新たな捜査手法導入論との関係—日英比較

京 明(関西学院大学)

1. はじめに
2. 取調べの可視化と取調べへの依存度の相互関係—日英比較
 - (1) 日本における取調べの可視化論の現状とその背景
 - (2) イギリスの可視化の状況と取調べへの依存度
 - (3) 日本における実現可能性—取調べへの依存度(供述に基づく真実発見機能)との関係
3. 日本における新たな捜査手法導入論の現状とその背景—日英比較
 - (1) 日本において司法取引等の新たな捜査手法の導入論はどのような文脈で論じられているか
 - (2) 司法取引に関するイギリスの現状と背景—捜査協力型をめぐって
 - (3) イギリス法から得られる示唆とは?—日英における真実観の違い?
4. おわりに—取調べの可視化と新たな捜査手法導入論とは、どのような関係にあると位置づけるべきか?

被災者支援と法の役割：

東日本大震災後の岩手県沿岸部被災地域を中心に

コーディネータ：飯 考行（弘前大学）

報告者：飯 考行

室崎益輝（関西学院大学）

渥美公秀（大阪大学）

石橋乙秀（弁護士）

稲葉一人（中京大学）

金子由芳（神戸大学）

コメンテータ：本荘雄一

（財団法人神戸都市問題研究所）

佐藤岩夫（東京大学）

1. 企画趣旨：災害の法社会学に向けて

飯考行(弘前大学)

災害と法的対応は、関東大震災、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、中越地震の際など、時々論じられ、災害法制の立法・改正や法律相談等の関連書籍の発刊がなされてきた。しかし、周知の通り、災害救助法は応急的な手当てを定めるにとどまり、災害のたびに立法・改正が重ねられて総合的な災害対応法制が整備されておらず、また被災者の復旧・支援や生業補償の発想が日本の被災者支援法制で決定的に欠けていることが指摘されてきた。

災害法制の中身に加えて、その立法過程や運用実態に関する研究も進んでいるとは言えず、社会学をはじめとする他の社会科学分野で震災関連の研究蓄積がある一方、災害の法社会学は、分野としていまだ確立しているとは言えない状況にある。そこで、本ミニシンポジウムは、他分野の研究者と法律実務家を交えて、災害法制、被災者支援、復旧・復興や、紛争解決などを対象に、災害の法社会学を構想する端緒とすることを企図する。

【ミニシンポジウムの進行】

前半は、まず、飯により、災害の法社会学の論点が、本ミニシンポジウムの趣旨を交えて報告される。続いて、他分野の視角から、室崎（日本災害復興学会理事長、内閣府・災害対策法制のあり方に関する研究会座長代理）により、東日本大震災後の被災者支援を重視した災害法制の論点が提示される。また、渥美より、社会心理学の見地から、岩手県野田村を含む被災地での災害ボランティア活動を踏まえて、被災者に寄り添いニーズを見出す「遊動化のドライブ」が、法制化を含む「秩序化のドライブ」に対置して論じられる。

後半では、東日本大震災の法的対応のあり方が岩手県を中心に検討される。はじめに実情について、石橋（岩手弁護士会災害対策本部長，同会前会長）より、岩手弁護士会の法律相談活動を含む震災対応と弁護士の役割について報告される。稲葉からは、被災者の自立支援を重視した、既存の紛争解決方法によらない被災地での巡回法律相談とメディエーションの実例が、海外比較を交えて報告される。最後に、金子より、専攻のアジア法の知見と、岩手県沿岸部被災地でヒアリングを重ねた経験にもとづき、アジア太平洋州の災害法制比較を交えて、日本における災害対応の法的問題点と解決策が論点別に検討される。

コメントは、阪神・淡路大震災後の復興計画の立案に行政の立場から従事した本荘と、釜石市で震災以前から法律相談行動等の調査を継続する佐藤により、それぞれ行われる。

*各報告のレジюмеは次頁より。

2. 被災地・被災者の立場に立った「災害関連法制度」のあり方

室崎益輝(関西学院大学)

1. はじめに

東日本大震災後の被災地および被災者の救済から復興の過程においては、今日の災害関連法制度そのものが持っている様々な限界性と、それを運用する行政等の被災地や被災者に背を向ける硬直的な姿勢ゆえに、被災地の意向とは違った結果を強制される、被災者の切実な声に背を向ける、といった状況が広範囲にもたらされている。その結果、被災地と被災者は、津波その他で全てを失うという甚大な直接被害に加えて、行政対応の拙さその他で困難な状況を押し付けられるという深刻な間接被害を、強いられている。こうした現実を、改めて災害関連法制度のあり方と行政の被災者に対する姿勢を問い直すものとなっている。

2. 災害後対応の原点について

法制度のあり方を論じる前に、被災者の救援や被災地の復興をはかる「社会としての姿勢」について論じておきたい。その第1は、被災者や被災地の自立を引き出すことが、救援や復興の原則だということである。「自立なくして復興なし」と言われる所以である。施策を講じ支援をはかる時に、その内容が被災地や被災者にプラスになるかどうかを、常に問いたず姿勢が行政等に求められる。その第2は、被災地や被災者に対する贖罪の気持ちを持つことが、支援や復興の規範だということである。法律的に瑕疵があったかどうかは別として、被災地と被災者の被災とそこからくる苦悩は私たちの社会の未熟さや過ちから生み出されており、被災地や被災者に償う気持ちを持って対処しなければならない。被災者のためにしてあげるといふ高慢な姿勢を取ってはならない。

3. 問われている法制のあり方

「前例のないことが起きたのだから前例のない対応を」と言われる。それだけ前例主義や経験主義に縛られてはならないということである。そもそも法制度は、前例を踏まえてつくられたものだけに、前例のない事態には適応できないというジレンマを抱えている。それを弁えず、前例による法的慣行を押し付けようとする、混乱や背反を生んでしまう。とりわけ災害に関連する法制は、災害が急速に進化している現代にあっては常に後追いにならざるを得なく、被災の実態と大きくかけ離れたものとなる。法制の不適合の例としては、日常を前提とした法制を非常事態にも押し付けようとする問題、災害関連法規の内容をよく理解しないまま誤って運用をはかるという問題などが、様々な局面で起きている。

4. 争点は、緊急事態下の自治そのもの

最も大きな問題点は、災害救助法と災害対策基本法とのミスマッチにある。災害救助法は府県に権限を与え、災害対策基本法は市町村に責任を押し付けている。権限と責任がかい離しているために、自治体が被災者に寄り添って自己決定ができないという状況に置かれている。災害時の自治をどう考えるかが、最も大きな争点となっている。

3. 被災者支援を巡る2つのドライブ：災害ボランティア活動の現場から

渥美公秀（大阪大学）

1. 災害救援活動に見られる遊動性

災害直後の社会では、様々な規範が、一時的にせよ、遠のき、局所的な規範が生々流転する。そこには、人々が臨機応変に助け合う姿が見られる。この事態は、災害ユートピアやパラダイスと呼ばれ、人々は、顕著な遊動性を示しながら、集合的即興ゲームを展開する。しかし、時間の経過とともに、「秩序化のドライブ」（既存の秩序・規範へ引き戻そうとするドライブ）が作用し、遊動性が消失する。ここで、秩序化のドライブに対抗して、遊動性を保持するドライブのことを、「遊動化のドライブ」と呼ぶことにしよう。そうすると、災害ボランティア活動の現場は、秩序化のドライブと遊動化のドライブのせめぎあいの場として描くことができる。

2. 災害ボランティアの17年

阪神・淡路大震災における災害ボランティア活動は、遊動性に満ちていた。しかし、災害ボランティアのコーディネートや社会への定着促進といった言葉が秩序化のドライブとして作用し、法制度も整備されたが、一方で、災害ボランティア活動のマニュアル化が進んだ。その結果、災害ボランティアの“標準形”ができてしまった。実は、東日本大震災では、標準形との対応を検討しているうちに、災害ボランティアの初動が遅れた。具体的には、現地の災害ボランティアセンターで受け付けてもらって活動するという標準形が災いし、災害ボランティアセンターが開設されて動き始めるまで、災害ボランティアが被災者の傍に行くことを自粛する事態が生じてしまった。

3. 遊動化のドライブを活性化するために

遊動化のドライブを活性化するには、2つの方略が考えられる。まず第1に、原点回帰や活動の拡張によって秩序化のドライブに対抗する試みがある。実際、阪神・淡路大震災で展開された活動へと視点を戻すことや、災害救援だけではなく復興支援やまちづくりにも関わるといった対抗が行われてきた。ただ、復興支援にも秩序化のドライブが再来し、やり直しのきかない制度に苦しむ被災者が出てしまっているのが現状である。第2に、遊動性を帯びた状況を社会のあちらこちらで発生させる試みがある。例えば、阪神・淡路大震災の被災地（西宮）から、新潟県中越沖地震の被災地（刈羽村）を支援したところ、今度は、刈羽村から、東日本大震災の被災地（岩手県野田村）へと支援活動が繋がった事例がある。刈羽村の人々は、自らの震災から4年あまりを経て、再び遊動性を帯びた活動に没頭した。これは、「被災地のリレー」と呼ばれ、局所的なリレーが、一挙に広域的に拡張する可能性を秘めていることが注目されている。被災地のリレーが駆動・継続するには、災害NPOが遊動性を喚起し続けることが重要になる。その先に、遊動性に満ちた新たな社会を垣間見ることは可能ではなかろうか。

（文献は、当日お示いたします。）

4. 岩手弁護士会の震災対応と弁護士の役割

石橋乙秀（弁護士）

1. 岩手弁護士会の会員の状況と被災地

(1) 会員の状況

① 会員数

震災時 会員数 81 名（外国特別会員 1 名）内沿岸被災地 8 名 内盛岡 53 名
2014 年 2 月 20 日現在 96 名（外国特別会員 1 名）内沿岸被災地 11 名 内盛岡 55 名

② 弁護士の分布状況

ア 弁護士過疎地域 弁護士 1 人当たりの人口 2010 年度 17,403 名 全国 1 位

イ 盛岡市に集中

ウ 期の若い弁護士が多い 2000 年から弁護士の受け入れを積極的に推進

弁護士過疎地にひまわり基金法律事務所の設置を推進

エ 被災地の会員 2 名（釜石市在住）被災

(2) 被災地（三陸沿岸地域）の状況

① 人口約 27 万人（浸水地域約 88,000 人）

② 南北に長く，地理的，歴史的及び経済的にも相違（5 市 4 町 3 村）

③ 内陸部（盛岡等新幹線沿線沿い）から少なくとも 2 時間の距離

2. 岩手弁護士会の対応・弁護士の役割

(1) 法律相談活動と情報収集

① 電話相談（盛岡 秋田会及び青森会の協力）

② 面接相談（被災地での面接相談 近弁連・北弁連・東京 3 会等の協力）

当初各避難所・各自治体対策本部から定点相談

③ 他業種との連携

(2) 弁護士のいない法律相談センター及びひまわり基金法律事務所等の設置

陸前高田市に常駐型の法律相談センター設置し，更にひまわり基金法律事務所設置

山田町に法律相談センター設置

大槌町に日本司法支援センター出張所設置

(3) 被災者への情報提供（岩手弁護士会ニュース）

震災当初の震災に関する制度等の基本的な情報の提供

震災後成立したさまざまな法律・制度等の情報提供

(4) 要請・提言 国・自治体等への立法・政策の要請・提言

(5) 自治体への復興行政への関与 災害復興に関する法令に基づく復興への関与

(6) 被災者支援制度への関与（私的整理ガイドライン・事業者再生支援）

(7) 被災者への安心感の付与

5. 被災者支援としての巡回法律相談の実践と、メディエーションの可能性

稲葉一人(中京大学)

1. 東北大震災・津波と原発被害による、被災地での問題は、今の健康・食料・住居に始まり、今後生活全般にわたって課題が出てきているが、今後更に、復興のプロセスに至れば、それだけ人的・経済的・法的問題が浮き彫りになる。その際、既存の、支援・解決の仕組み(裁判所、地元弁護士会等の相談業務)だけでは不十分ではないから、そこで、復興を支援するために、利害調整や紛争解決の仕組み等として、なにが必要なのかを考える。その際に、二つの国際的な経験として、2004年12月にスマトラで起こった大地震・津波によるインドネシア・バンダ・アチエの支援として、JICA(日本国際協力機構)・日弁連が行った「メディエーション・プロジェクト」と、フィリピンでの、「バスに乗った司法サービス」を紹介する。
2. 次の問いは、では、どのように実施するかである。既に、相談・メディエーションのトレーニングを受けた弁護士・司法書士等が、震災後現地に入り、阪神淡路や中越での支援の際とは異なる幅広い生活支援上の相談に出会い、戸惑いながら、工夫を重ね、現地の方の「自立」「自律」を支援するために巡回している。現在の相談はまだ「法的」「経済的」相談まで至ることは少ないが、今後現地の方が生活復興すればするほど、これらの問題は大きな課題となる。原発の補償問題も当然切実な相談である。復興のスピードは速い。避難所から仮設住宅、あるいは地域移転をすると、それぞれの持っている切実な問題が沈殿してしまい、丁寧にくみ上げることが必要となる。問題を抱えた現地の方が、都心部にある裁判所や弁護士会に出ていくのではなく、我々が現地に赴いて行う、上記の活動報告から私たちは何を学ぶのか。
3. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、高台等に集団移転をするにあたって、どのように関係者間でコンセンサスをとるのか。問題は山積である。これら巡回法律相談の実践、将来のメディエーション活動の可能性を中心に、被災地支援について、報告する。

(この基礎調査は、民事紛争処理研究費の助成を受けている)

6. 被災地調査から考える復興と法の課題

金子由芳(神戸大学)

東日本大震災の復興過程は行政をめぐる対立、また私人間の利害対立が渦巻いているが、その少なからぬ部分は法制度の問題性に由来すると考えられる。報告者は震災後に岩手県沿岸部を中心に数回の現地調査を通じて知り得た被災者ニーズを、現行の制度設計と照合し、法社会的な課題を抽出することを目的とする。

日本の災害法制は、緊急段階では災害対策基本法を柱とする制度化された「公助」に依拠し、しばしば法治主義が行き過ぎ迅速性を阻害するとして改善を重ねてきた。逆に、災害救助法を中心とする応急支援段階や、これと並行して開始する復旧復興段階では、阪神淡路大震災以降、むしろ制度的な「公助」が不足するという批判が高まり、現物支給から現金支給へ、短期支援から長期支援へ、立法措置からアドホックな裁量措置へと、いわば「公助」の拡大機運が働いてきた。東日本大震災クラスの巨大災害では義援金などの「共助」の配分に限られるだけに、「公助」への期待感はいっそう増大する。

ただし制度化された「公助」措置の多くには、濫用を戒めるべく地方自治体の一部負担が組み込まれている。財政体質の脆弱な今次の被災自治体は一致して、国庫全額負担によるアドホック措置の陳情に動いた。結果、相次ぐ補正予算で環境・防災・中小企業支援などを旗頭とする各種の補助金措置、そして特別交付金や使いきりの復興基金が導入された。

問題はこのようなアドホックな「公助」拡大が、真に被災者の復興ニーズに応える制度選択といえるかである。日本は災害復興の基本法をいまだ有せず、復興の定義は明白ではない。しかし復興が防災都市計画と同時に、被災者の生活再建とコミュニティ経済の再生をめざすべきことは、内閣府の復興マニュアル等が示唆するところである。これまでの復興過程は、行政側が私権補償節約に傾斜し、被災者が望んだコミュニティータイプの集団移転は後退し、巨大防潮堤の建設に向かっている。漁業権や商文化を守り続けてきたコミュニティは解体に直面し、被災者は個人主義的な「自助」に分断されようとしている。

司法過疎が著しい今次被災地では、法曹による巡回相談やメディエーションといった柔軟対応がことさら重要な意味を持ったと考えられるが、これら現場から還元されるミクロ・データは、災害法制のマクロな構造的課題を投影するものとして読み取ることも重要であろう。法律相談の傾向は、震災直後の困り事相談から、応急段階では行政の現金支給措置をめぐる不公平感や、生業支援関連のアドホック措置への苦情など、いずれも「公助」への期待とそれゆえの挫折感に翻弄される被災者の姿を示唆している。さらに復興計画以降の段階では、防潮堤建設地の国家収用や災害危険地の高値買取といった「公助」の配分に乗り遅れまいと個人・世帯の赤裸々な問題が表面化し、コミュニティ総体で未来を描こうとした当初の復興ビジョンは後退しつつある。被災地が本来有する「共助」を活かした復興を可能にするために、日本の災害法制は、平時からの備えを促す「自助」と予測可能性ある「公助」がバランスしあう体系再構築を求められているのではないか。

法執行から見るDV防止法： 異なる法分野における執行の連携と協働の 可能性に向けて

コーディネータ：手嶋昭子（京都女子大学）
報告者：柿本佳美（京都女子大学）
宮園久栄（東洋学園大学）
町村泰貴（北海道大学）
立石直子（岐阜大学）
松村歌子（関西福祉科学大学）
コメントータ：井上匡子（神奈川大学）

○企画趣旨

本ミニシンポは、法のユーザーの視点から、具体的な法執行の局面を分析の対象とするアプローチによって、DV防止法の実効性を検証することを目的としている。

その結果、刑事法・民事法・行政法等複数の法領域が交錯する制度となっている日本のDV被害者支援制度において、各法分野の手続きは有機的に連動しているとは言い難いこと、そのため具体的な法執行の場面で被害者保護に欠ける事態が生じることも少なくないことを明らかにし、異なる法領域における執行の連携・協働をはかることにより、法の実効性が増大する可能性を提示する。

具体的には、第1報告において、私的領域における暴力という現象への哲学的考察を行い、第2報告において、刑事法の分野からドメスティック・バイオレンスの犯罪化について論じ、第3報告において、民事法の分野から保護命令の実効性を検証し、第4報告において、同じく民事法分野からDV事例における離婚手続きの問題性を取り上げ、第5報告においては、行政における支援制度の実態に焦点を絞り、それぞれの制度が現実の執行の場面において連関を欠き、DV被害者のニーズに即した統合的な視点からの制度設計ができていないこと、法の実効性を高めるためには、異なる法分野における執行の連携・協働が必要であることを論証する。

*各報告のレジюмеは次頁より。

1. 規範としての「愛」と暴力

柿本佳美(京都女子大学)

「暴力」は、ベンヤミンが指摘するように、「暴力」そのものよりも、正義と不正義を峻別する基準としての法、市民と国家の関係を明らかにするという文脈で論じられてきた。しかしながら、私的領域における「暴力」については、その対象となる人あるいはその対象に利害を持つ人の意思に反し、その対象となる存在を破壊に至らしめる可能性があるにもかかわらず、暴力論の対象には組み入れられてこなかったように思われる。

「配偶者間暴力(以下DVと略)」は、平成13年法第31号「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」第1条において、「配偶者からの暴力」とは、「身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの」、「またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」、そして「その婚姻が取り消された場合にあっては当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等」と定義されている。この定義は、直接的な暴力としてのDVであり、被害者に身体的・精神的・経済的な困難を引き起こす間接的な暴力はその外延となっている。間接的な暴力を視野に入れてDVを考えるには、物理的あるいは精神的な「暴力」が発生する構造に加えて、加害者が暴力を用いて被害者を支配する関係を可能にする規範についても検討する必要がある。

ところで、哲学が長らく対象としてきたのは、世界認識と個々の自己意識のあり方であった。そのなかでは、自己意識を起点とする他者概念および認識は論じられてきたものの、家族については思考の対象とされてこなかった。近代社会の成立以降、「考える」という能力は、自律的な人格の構成要件として見なされてきたけれども、こうした自己概念は、アレントが指摘するように、多数の人間が互いに等しい存在として政治共同体を構成するという条件のもとにおいて有効であったからである。これに対し、「家族」は、アリストテレスが政治社会の起源として位置づけたことで、公的領域のまなざしから個人が守られる私的領域と見なされ(アレント)、あるいは個人の存在が無条件に受け入れられる場として(レヴィナス)、理解されてきた。

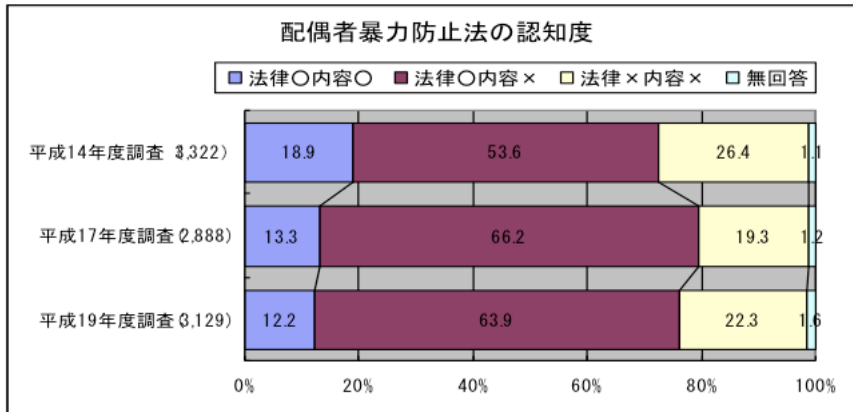
自律的人格という近代以降の人間概念は、「家族」の変容に伴い、伝統的な家父長制に基づく「家族」規範に代わって、「愛」の名のもとに新たな規範の一端を形成する。自由意志による結婚相手の選択は、配偶者との生活がどのようなものであろうとも当事者にその責任を求めることが可能な行為である。一方、「愛」を紐帯とする「家族」は、構成員がそれぞれの存在を相互に承認することで、アイデンティティの保障を確実に得る場としても機能する。このため、夫婦および家族における「愛」は、親しい人間に対する感情の一類型にとどまらず、「愛」という感情が可能にする行為を相手に要求する規範へと発展しうる。

規範化した「愛」は、家族のなかの力の不均衡と支配構造を容易に覆い隠し、被害者には、加害者の存在とその行為を無条件に受容させ、加害者にとっては、配偶者への暴力を自己の承認欲求を満たす行為として正当化する要因にもなるのである。

2. DVの犯罪化に向けて——DV罪の創設を視野に

宮園久栄(東洋学園大学)

1. DVについての認知



DV法についての認知は進んだものの、DVとは何かについての理解は浸透していない状況がある。

2. DV行為の現行法での取り扱い

- (1) 既存の法律による対応
- (2) ストーカー規制法による対応
- (3) DV法による対応

3. なぜDV罪が必要なのか——現行法の問題点

- (1) DVの犯罪性の明確化・規範化
- (2) 警察の恣意的対応の是正
- (3) 被害者の保護
- (4) 加害者対策

4. DV罪の創設に向けて

- (1) 諸外国の例
- (2) 立法化に向けて

3. 保護命令

町村泰貴(北海道大学)

1. 保護命令の特殊性

DV防止法の保護命令は、私人が私人を相手方として裁判所に裁判を求めるという民事手続による救済手段であるが、その実効性は刑事制裁によるという特殊な構造を持っている。

私人間トラブルが同時に犯罪となる事例は多いが、民事手続と刑事手続とは比較的最近まで峻別されてきた。その点でDV保護命令は特殊である。

2. 類例との比較検討

類例としては、ストーカー防止法による警察の禁止命令、人身保護法の命令、特許訴訟などに見られる秘密保護命令などがある。これらと比較すると、DV保護命令には被害者の申立てが必要であり、他の法的手続と切り離された手続であり、仮の命令もなく、警察の役割も不徹底という点が注目される。

3. 比較法的検討

諸外国でもDV問題は重要であり、特別な法的保護の対象となっている。アメリカでは、義務的逮捕、ポリスレポートを証拠とする裁判所命令と法廷侮辱罪による強制などが適用される。刑事手続に傾斜した保護手続を持つのはフランスである。ニュージーランドでは警察による命令も家庭裁判所による命令もあるが、家裁命令にも警察の関与はある。この他、被害者サポートの市民団体や医療機関と司法機関との連携の例も、カナダ・オンタリオ州などで見られる。

4. 被害者救済の実効性のために

日本法は、保護命令を強化してきたが、被害者救済の実効性を上げるためには不十分であり、改善される必要がある。

その基本的な方向性は、配偶者間のトラブルであることを前提としつつ、刑事手続や家事事件手続との関係を見直し、また市民団体や医療機関との連携のあり方を見直し、より迅速で実効的な被害者救済を可能とするものである。

なお、保護命令はDV対策のごく一部を取り扱うにすぎず、司法機関が扱う他の局面、あるいは行政や教育など司法以外の制度的対処、暴力加害者プログラムも重要である。保護命令の限界も考慮すべき点である。

4. 離婚原因としてのDV

立石直子(岐阜大学)

本報告では、DVを、離婚原因の一つとして捉え、検討する。

DV防止法の制定により、夫婦間に起きている暴力は「人権侵害」と捉えられ、法制度上、それを「暴力」・「犯罪」であるとする視点が確立した。しかし、家族法研究において(とりわけ離婚法の研究分野において)、当事者の力関係や子どもへの影響など、DVの特性に留意した研究や検討は、未だ十分とは言えない。このような問題関心を踏まえ、本報告では、以下のような点について検討していきたい。

1. 家族法学におけるDV研究の射程と到達点

これまでDV問題は、家族法学においてどのように研究されてきたのだろうか。DV問題と家族法の接点を確認するとともに、夫婦の対等を前提とする日本民法の下で、家族法学がDVをどう扱ってきたのかを検証したい。

2. 離婚当事者としてのDV被害者と子どもが抱える問題

司法統計や協議離婚の実態を示す民間調査において、DVは、夫婦の離婚原因として常に上位にある。しかし、DV被害者にとって、離婚という決断からもたらされる困難は少なくない。また、DV環境で育つ子どもにとって、両親の離婚は、親権や面会についての紛争、また実際の面会により、これまで以上に「加害者である親」との関係を強くする。ここでは、DVの実態や被害者・子どもへの影響を踏まえ、DV被害者らにとっての離婚手続に伴う困難について考えたい。

3. 比較法の視点から

諸外国の離婚法制、とりわけ離婚後の子の処遇に関する法制度において、DVはどのように位置づけられているのだろうか。具体的には、離婚後の原則共同親権制を定める諸外国の法制の中で、DV事案における被害者や子への配慮がどのような形で実現しているのかを見ていきたい。これにより、DV被害者や子に対する配慮のあり方やその理念について検討し、日本法への示唆を得たいと考える。

5. DV被害者支援における行政・民間支援団体の取組みと役割

松村歌子(関西福祉科学大学)

2001年にDV防止法が施行されたことにより、DVが「重大な人権侵害である」と宣言され、それまでの「法は家庭に入らず」の原則は打破されることとなった。その後のDV施策により、DV被害が顕在化し、DVに対する社会的認知が高まり、各都道府県の基本計画の策定や改定も進み、緊急時の一時保護体制も整備されつつある。とはいうものの、DV防止法施行後10年が経ち、民間支援団体の支援現場やDV被害当事者の声が上がってくるにつれ、DV施策をめぐる様々な課題が提示されてきた。

これまでのDV施策は、DVの理解や緊急時の対応に焦点が当てられてきており、改正後のDV防止法では自立支援が謳われているものの、DV被害当事者の生活再建及び回復に向けての支援はほとんど制度化されることなく、既存の制度を活用しての支援となっている。DV防止法は特別法の形をとっているが、DV防止法そのものや保護命令の位置づけは実は明確でない。支援の枠組みは売春防止法婦人保護事業を土台にし、都道府県のDVセンターの機能や責任、権限が不明確であるため、組織体制や予算、支援の内容などに影響が出ている。生活再建や就労支援などについては関連する社会福祉法制を活用することとなっているため、DV被害当事者の独自のニーズに対応できないこともしばしば起こっている。DV被害当事者は、夫から暴力を受けているだけでなく、家族からも暴力を受けていたり、子どもに暴力をふるってしまっていることがある。その他、離婚をめぐる問題、その後の生活に対する不安、精神的な問題や経済的な事情、子どもへの影響など様々で複合的な生活全般の問題を抱えているために、現場での支援や生活再建支援は困難を極めるし、生活再建には長期間かかることとなる。

また、市町村レベルでの基本計画策定はDV防止法上努力義務にとどまっているため、全国的に見るとなかなか進んでおらず、DV施策には地域間格差が大きい。民間支援団体が積極的に活動している自治体では、基本計画策定と共にDVセンターを設置して被害者支援を展開するほか、民間団体への事業委託や財政援助を通じて、連携を図ることができており、DV施策が大いに推進されている。切れ目のない援助をするためには、自治体の組織体制、役割、責任を明確にし、支援者の専門性を確保し、身分保障すること、民間支援団体をしっかり財政援助することでこれまで培ってきたノウハウを活用することが肝要である。

本報告では、これまでの調査研究から、自治体や民間支援団体の取組みの比較と問題点の抽出、被害当事者のニーズに答えるために今後どのようなDV施策が必要とされているのか、実効性のあるDV被害者支援について検討したい。

5月13日（日） 9:00～12:00

- ・ 個別報告分科会 C
- ・ ミニシンポジウム⑧（企画関連ミニシンポジウムⅡ）
「リスク配分をめぐる法と正義」
- ・ ミニシンポジウム⑨
「第 62 期弁護士のカリヤ・パス」
- ・ ミニシンポジウム⑩
「市民の司法参加の正統性基盤」
- ・ ミニシンポジウム⑪
「日本の法社会学理論」

フランス法における家賃不払紛争と裁判所

小柳春一郎 (獨協大学法学部)

本報告は、フランス法での家賃不払を理由とする居住用借家契約解除・明渡しに注目する。同国では、「住宅への権利」を主張する社会運動の影響により、関連する法制度が多様な展開を見せている。フランス法は、以下の点が特徴である。

1. 賃料不払いを理由にした建物明渡し **expulsion** の裁判は、19世紀以来、〔本案ではなく〕双方審尋保全訴訟でなされることが相当あり、手続簡素化・迅速化が図られている。
2. その場合でも、近年の法改正により、提訴召喚状の県長官への通知が義務付けられ、県長官が借家人の支払い能力などの調査を行い、裁判所に情報が提供され、裁判所による支払猶予期間許与があり、賃借人保護が図られている。
3. **司法裁判所**での明渡しの判決が確定しても、11月1日から翌年3月15日までは明渡し強制執行が行われない(1954年アベ・ピエール神父発言に起因する冬期執行停止)。
4. 明渡しに対して債務者が抵抗すると執行士は警察上の援助を求めるが(日本の民事執行法6条に類似した手続)、県長官が警察を通じた調査に基づき明渡し執行は公序への妨害があるとして援助提供を拒絶する場合は半数近くある(2005年では援助申立て総数約4万件に対し、援助拒絶は約1万7千件)。
5. 執行拒絶の場合は、債権者は、執行拒絶決定取消訴訟(越権訴訟)を**行政裁判所**に提起できるが、勝訴判決を得ても、多くの場合行政当局の拒絶姿勢に変化はない(勝訴判決は「死文」との評価がある)。もっとも、コンセイユ・デタ1923年クイテアス判決に基づき、1991年強制執行法16条は、「国は、判決その他の執行名義の執行に協力する義務を負う。国による援助の拒絶は、損害賠償の権利を生じさせる」と規定し、債権者への損害賠償を認め、2007年には総額2960万ユーロ(約30億円)が支払われている。
6. 債権者は、**ヨーロッパ人権裁判所**にも提訴可能である。そこでは、一方では、裁判を受ける権利(判決執行を求める権利はその一環)や所有権保障を理由に、不動産競売後17年以上の不執行(警察上の援助拒絶)について人権条約違反とした判例等があるものの、パリにおける不動産会社所有のアパルトマンを多数の家族が不法占拠したが、強制退去判決に8年以上警察上の援助が与えられなかった事例について、人権条約違反はないとした例がある。人権裁判所によるフランスの強制退去法理への規制にも限界がある。
7. 法と経済学では、家賃不払事件は、法制度の有効性を検討するための材料の一つとされるが(Djankov S et al., « Courts », *Quarterly Journal of Economics*, vol 118-2, 2003, p. 453-518等)、フランス法では、19世紀では迅速かつ強力で明渡し執行がなされていたが、近年では執行規制が展開している。法系比較にとどまらない歴史を踏まえた検討が必要である。

【参考文献】拙稿「フランス法における強制退去(明渡し)」獨協法学84号

国籍法違憲判決と法曹・NGOの役割

秋葉丈志 (国際教養大学)

本報告は2008年の国籍法違憲最高裁判決について、その訴訟過程及び判決内容の実施過程、特に法曹・NGOが果たした役割に焦点を当てて考察する。また、本判決を政策形成型訴訟あるいは *cause lawyering* の一例と捉え、民主主義における司法の役割や統治機構間の関係について検討してみたい。

1. 国籍法違憲判決とその法的・社会的意義

国籍法3条1項を違憲とし、原告のように未婚の日本人男性と外国人女性の間生まれた子の国籍を認めるに至った最高裁判決の意義を述べたい。特に、最高裁が「法の下での平等」を用いてマイノリティの権利を擁護する観点から違憲判決を出した初の事例であることに着目したい。また、該当する子どもは4-5万人いるとされ、救済対象となる人員の規模や、「日本国籍の取得資格」という事案の性質においても、インパクトのある判決である。

2. 訴訟過程と法曹・NGOの役割

国籍法違憲最高裁判決は、同じ日に類似の内容で2つ出されている。このうち9人の原告が起こした訴訟は、JFCネットワークというNGOと、これに協力する弁護団の存在なくしては成立しえなかった。そこで、このNGOと弁護団の役割について、各種資料や、事務局・弁護士へのインタビュー調査をもとに、検討する。特に1) 原告をどのように選定したか、2) 原告への「トレーニング」やサポート体制、3) 弁護団と原告団の関係など、訴訟が一種の組織的努力によって成立していく過程を辿る。

3. 判決内容の「実施」(implementation)過程

違憲判決後も、実際に原告が日本国籍を取得できるまでには、法改正、具体的な申請手続の策定、さらには対象者への周知や申請の支援など、数多くの段階がある。そこで、違憲判決以降、実際に原告のような子が日本国籍の取得手続を行うまでの「実施」過程を探る。この一連の過程についても、法曹・NGOが積極的な働きかけを行っている。

4. 政策形成型訴訟, *cause lawyering* と国籍法違憲判決

重要な政策の形成に訴訟を通じて関与し、一定の方向づけをしようという「政策形成型」の訴訟や、法曹が一定の理念・価値の実現を念頭に弁護活動を行う”*cause lawyering*”は、アメリカで発展し、統治機構間の関係や民主主義との関連で学問的議論も盛んに行われてきた。こうした議論の文脈で国籍法違憲判決はどのように位置づけられるのか、検討する。

最高裁裁判官国民審査の実証分析 —組織的罷免要求運動を中心に—

西川伸一 (明治大学政治経済学部)
nisikawa1116@gmail.com

最高裁裁判官に対する国民審査は憲法に規定されている制度である。にもかかわらず、その形骸化が常に指摘されてきた。しかし、「無用の長物」として単純に放擲されてしまうほどの内実しかもってこなかったのだろうか。本報告では、第9回国民審査(1972年)の分析から説き起こして、司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、共産党、社会党、そして総評が展開した組織的罷免要求運動を実証的に明らかにする。さらに、この回次から国民審査に加わった沖縄県の投票動向にも注目する。沖縄県では回次によっては、×票が信任票を上回った町村があったのである。これらの検討を踏まえて、最後に国民審査の活性化を展望したい。本報告の具体的ポイントをより詳しく述べれば、以下のとおりである。

1) 第9回では、審査対象となった下田武三判事と岸盛一判事に対する組織的罷免要求運動が、盛り上がりを見せた。元駐米大使の下田は、その在職中や最高裁判事に就任してからの奔放な発言が問題視された。また、岸は最高裁事務総長時代に、青年法律家協会に属する裁判官をそこから退会させる工作に深く関わっていた。そこで、上記の諸団体は両裁判官に×印をつけようと組織的な罷免要求運動を展開したのである。

その結果、下田の×票率は15.17%に達した。これは現在に至るまで審査を受けてきた150人を超える最高裁裁判官の中で最も高い罷免要求率である。岸も14.59%で下田に次ぐ歴代2位の数値であった。

2) 司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議は、平賀書簡問題から宮本判事補再任拒否事件へと続く司法の異常事態を憂慮する弁護士、学者らによって1971年に結成された。その後、国民審査に際しては毎回リーフレットを発行して、憲法と人権を尊重しない裁判官に×印投票をよびかけてきた。共産党は第1回(1949年)から第17回(1996年)まで審査対象裁判官全員への×印投票を党の方針としてきた。ところが、第18回(2000年)を前にして方針を転換し、それ以降は党としての投票方針は示さないことになった。社会党・社民党は全員に×印を求めるときもあれば、一部の裁判官だけに×印をよびかけることもあり、一定していない。その社会党の強力な支持基盤であった総評は、きわめて戦闘的な罷免要求運動を展開していた。

3) 沖縄県の有権者は「本土」の有権者とは異なる投票行動を示してきた。それを一言で表せば、高い全般的罷免要求率(投票総数に占める各裁判官に投じられた×票の合計の比率)と低い投票率である。沖縄県における総選挙投票率は全国平均から大きくはずれることはない。一方、同時に実施される国民審査のそれはいずれの回次でも平均を著しく下回っている。すなわち、沖縄県の有権者は投票所で意識して国民投票を棄権しているのである。それが高い全般的罷免要求率となる構造的原因をなしている。

政権交代後の立法過程の変容

武蔵勝宏 (同志社大学政策学部)

55年体制以降、自民党政権の立法過程では、政府と与党の二元体制の下で、官僚と族議員、利益団体による鉄の三角形が政策形成への影響力を行使してきた。2009年総選挙で政権を獲得した民主党はマニフェストに基づく国民の政権選択によって政策を実現するという立法過程の構造転換を目指した。マニフェストの中で同党は、官僚丸投げから政治家主導への転換、内閣の下での政策決定への一元化、各省縦割りの省益から官邸主導の国益へ等の原則を示した。具体的には、政府に政務三役など国会議員100人を配置し、政治主導で政策の立案・調整・決定を行う。閣僚委員会を活用し、事務次官会議を廃止する。総理直属の国家戦略局を設置し、政治主導で予算の骨格を策定する。行政刷新会議を設置し、全ての予算や制度の精査を行い、無駄や不正を排除する、等である。こうした新たな政策決定システムの下で、民主党は、国の総予算207兆円の全面組み換えによるムダ使いの根絶、子ども手当の支給、高校実質無償化、月額7万円の最低保障年金、後期高齢者医療の廃止、農業の戸別所得補償、高速道路の無料化、温暖化対策等の政策を国民に約束した。

鳩山政権では党政調会を廃止し、政務三役が政策案を策定し、閣議で決定することとなった。自民党政権で影響力を持っていた族議員や利益団体は政策形成から排除された。その結果、子ども手当や高校無償化、農家の戸別所得補償などその一部が実現した。しかし、実際には、政権公約の完全実施には16.8兆円に上る財源を要し、一方で、行政の無駄の根絶、埋蔵金の発掘、租税特別措置の見直しといった方法では、全額を賄うことは不可能であった。事業仕分けで捻出できた財源は1割程度に過ぎず、財源不足を補うため、公約事項であったガソリン税の暫定税率の廃止は一転して維持されることとなった。

このように、政権交代後も政策の転換が容易でなかったのは、政策そのものに財源の裏付けがなかったことや、法制化のプロセスで各省間の不一致や与党内の調整に手間取り決定が遅滞したことがあげられる。さらに、菅政権以降は、衆参ねじれ状態に陥ったことから、野党の同意の得られない法案の成立は見込めないこととなった。東日本大震災後も与野党間のこう着状態は改善せず、特例公債法案の成立と引き換えに子ども手当制度を見直したように自公両党の要求を丸のみする形でしか決着を図ることはできなくなった。政策決定における政治家の指導力が劣化する中で、政府内における財務省の影響力が強まり、野田政権は、マニフェストにはなかった消費税の増税を政権の最重要課題に掲げることとなった。しかし、復活した党政調会の影響力が増し、与党内の合意形成もままならず、デッドロックに乗り上げた与野党間の対立を解決する方法も見つかってはいない。つまり、政権交代後も立法過程は、自民党政権時代の状態に先祖返りし、マニフェストに基づく国民の政権選択による政策実現という構造転換は宙に浮いたままになっているといえよう。

企画関連ミニシンポジウムⅡ

リスク配分をめぐる法と正義

コーディネータ：高村学人（立命館大学）

報告者：高村学人

樫澤秀木（佐賀大学）

土屋雄一郎（京都教育大学）

渡辺千原（立命館大学）

1. 企画趣旨

高村学人(立命館大学)

本企画関連ミニシンポでは、全体テーマ「法と正義の相克」を具体的に議論するために環境紛争や科学技術の安全性をめぐる裁判といったリスク紛争を題材に法と正義の相互関係を考えていく。

科学技術の進歩は、野蛮な世界を制御し、社会の予測可能性を高めるものと曾ては信じられたが、今日では、逆説的にこの進歩の産物から計算不可能なリスクが生じ、ひとたび事故が起きると回復不可能な莫大な被害が発生するようになった。このような現代社会の逆説を、ウルリヒ・ベックは、1986年に「リスク社会」と名付けたが、原発事故を経験する中でわれわれは、まさにこの「リスク社会」の中に生きていることを実感した。

本ミニシンポで扱う NIMBY 型の迷惑施設に対抗する環境紛争や科学技術の安全性をめぐる裁判の背景にも、計算不可能なリスクへの人々の不安がある。リスクの確率や被害規模は、科学の専門家にとっても正確に予測することが不可能であるゆえ、リスク紛争への裁定が求められる法律家も実体的な判断を行うことが困難となっている。他方で、前近代に回帰することもできない現代社会は、再帰的にリスクをコントロールし、リスクの配分を行っていくしか術がない。ベックは、リスクがグローバル化する点に広域的な市民連帯の可能性を探り、熟議民主主義とそれを保障する手続法の発展を暫定的な解決として提示したが、危険施設の立地は特定の場所で行われざるを得ないため、地理的に不平等に配分されるリスクを正当化することには、本来的な困難さを伴っている。

本ミニシンポでは、具体的な紛争事例や裁判過程の分析を行いながら、リスク配分をめぐる正義が問題化される場面を顕在化し、法に期待される役割を社会学的に描き出すことを通じて、リスク社会における法の可能性について考察を行う。コメンテーターとしてリスク社会心理学の中谷内一也先生（同志社大学）の参与を得ることで、リスク・コミュニケーション研究との応答も目指していく。

【参考文献】

- ・ウルリヒ・ベック(1998)『危険社会』法政大学出版局。
- ・Ewald, François (1986) *L'État providence*, Fayard.
- ・中谷内一也 (2006) リスクのモノサシ NHK ブックス。
- ・Nakayachi, K. (2000) Do people actually pursue risk elimination in the environmental risk management? *Risk Analysis*, 20(5), 705-711.

2. 紛争処理とリスク・コミュニケーション—合意から理解へ—

榎澤秀木（佐賀大学）

1. リスク

現代社会はリスク社会とも言われる。リスクについての基本的考え方としては、①リスクを客観的に「ハザード×発生確率」で捉えようとする考え方（客観主義的リスク論）と、②個人の主観的評価として捉えようとする考え方（主観主義的リスク論）、③社会的に構成されるとする考え方（社会構成的リスク論）に分けられる。それらを整理すれば、図のようになる。本報告は、社会構成的リスク論の立場に立ち、主としてリスク・コミュニケーションについて考察する。

	客観主義的リスク論	社会的リスク論	主観主義的リスク論
主な学問分野	自然科学	社会学, 社会心理学	心理学
リスクの概念	客観的	社会構成的	心理構成的
主な問題意識	実証的中立的結論	決定手続（リスク・コミュニケーション）	認知バイアスの是正

2. アウトプット（合意）からプロセス（理解）へ

リスク・コミュニケーション論に大きな影響を与えた、NRC（全米研究審議会）は次のように述べている。「リスクコミュニケーションは、個人とグループそして組織の間で情報や意見を交換する相互作用過程である。」「リスクコミュニケーションは、それが関連のある問題と行動の理解の水準を上げ、関係者が利用できる知識の範囲内で適切な情報が与えられていると得心させられる程度まで行けば成功していると考ええる。」「リスクコミュニケーションの成功は必ずしも、よりよい決定に至るとは限らない。」「リスクコミュニケーションの成功により、論争上の問題が結果的に一致する必要もないし、また個人的行為が統一される必要もない。」ここから、リスクコミュニケーション論とは、合意というアウトプットではなく、理解というプロセスを重視する考え方であることが分かる。

3. 検討

産廃紛争や原子力をめぐる討論におけるリスクコミュニケーションにおいて、「合意から理解へ」という流れを確認することができる。また、労働法の整理解雇紛争もリスクコミュニケーションとして分析可能であるが、それに関する議論においても同様の流れを確認することができる。本報告はそれらを整理することを目的とする。

【参考文献】

- ・ National Research Council（林＝関沢訳）『リスクコミュニケーション』（化学工業日報社）

3. 廃棄物処分場の立地をめぐる環境紛争と合意形成

土屋雄一郎(京都教育大学)

リスクからの回避の仕組みがいかに地域や社会階層に配置されるかが問題となる社会にあって、原子力発電所、基地、廃棄物処分場など、社会的必要性は認めつつも、当事者にとって迷惑と感じられる公共財に起因する環境紛争の深刻化は、問題のもっとも典型的な現れの一つだといえる。そこで本報告では、「迷惑施設」と称される廃棄物処分場の立地に関する紛争を対象に、廃棄物問題を環境リスクの配分に関わって争点化される NIMBY (ニンビィ) (Not-In-My-Backyard) への社会的承認をめぐる問題として位置づけ、主題を構成する。

NIMBY を主題とするような環境紛争をめぐるっては、賛成・反対それぞれのレジティマシーの根拠はなにかが問われなければならない。また現実的には、その合意形成をめぐるさまざまな場が設定され、さまざまな方法が試みられているが、それらがうまくいくとすれば、それはどのようにして可能であったのか、またうまくいかないとすればどのような理由からか、それぞれの紛争場面における合意形成過程の分析をしていく必要がある。

NIMBY という態度や考え方をめぐっては、合意形成にかかわるプロセス全体の阻害要因であるとされ、しばしば啓蒙や矯正の対象として環境政策のなかに位置づけられてきた。しかし本報告においては、廃棄物処分場という「迷惑」な施設にかかわる問題に向き合わざるを得なくなった地域社会の現実に焦点をあて、それが「迷惑」だと感じとられ、認識される領域を画しているような関係性に着目する。そのうえで、これまで報告者がおもに長野県内でおこなってきたフィールドワークをもとに、(1) 委員の構成、事務局の独立性、情報公開の徹底や住民参加の促進など、極めて透明性の高い運営が確保され、地域社会で廃棄物問題に取り組んできた住民運動との連携が進められた。NIMBY から始まった運動が広範な視野をもって達成すべき目標を先取りするオルタナティブ提案型運動の可能性を予見させるような取り組みがなぜ実らなかったのか。(2) 「自前の処分場」の立地を求める声が高まるなかで、かつて深刻な紛争を経験し、地域を二分する反対運動によって問題を「解決」した地域がふたたび最終処分場の立地「適地」とされたとき、住民は、なぜ、「手続き的公正」と「配分的公正」に縁取られた結果を頑なに拒むのか。そして、(3) 対抗的分業関係によって紛争を合意に導く制度が精錬されるほど、なぜ個別の地域と全体社会との連帯が困難になるのか(新たな取組みとしての「公募型」合意形成や「逆オークション型」合意形成の可能性と問題)を検討する。

廃棄物問題をめぐっては、場の公開性や運営の民主性、討論の対象となるデータの科学性をいかに保証するかが問われてきた。しかし、公論形成の場という手続きがある程度まで活性化しながらも、それが結果に関わる最終的な判断と十分にリンクしていない。現在、政治の場面においても、研究の場においても疑問の余地なしの地位を得ている合理的な手続き主導による合意形成の手法に対する「確信」を捉え返すことで、事態がまったく別の相貌のもとに現れることをあきらかにしたい。

4. リスクをめぐる裁判での正義とは？

渡辺千原(立命館大学)

1. はじめに：科学的不確実性

法が対象とするリスク：不確実性（ここでは科学的不確実性）

←→ 「確実な科学」（堅い科学観）

医療過誤訴訟・公害・薬害訴訟や、原発訴訟・電磁波訴訟など、いわゆる「科学裁判」といわれる訴訟では、何らかのリスク評価を伴い、その際には、科学的な不確実性の問題に直面する。一口に不確実性といっても、様々なレベルがあり、少なくともいかなる不確実性が問題になっているかを理解することは必要だろう。

裁判においては、なお科学は確実で揺らぎない真実を提供するものという堅い科学観を前提として、不確実性の性質について検討することなく、リスク問題を、不十分な科学として扱ってしまったり科学的知見を踏まえない判断をしたり、逆にその分野の専門家の（踏み越えた）判断への依存が生じてしまう危険性がある。

裁判は、一次的には、リスク評価の場でも科学論争の場でもないが、そうした機能が期待されることも多く、法的な争点に対する判断も、そうした科学的不確実性の問題への適切な対応なしには、適正な裁判とは言えないだろう。

本報告は、そうした問題意識から、リスクをめぐる裁判が実現しうる正義の可能性について、これまでの裁判例を素材に検討したい。

2. リスクをめぐる法原理

- ・インフォームド・コンセントモデル
- ・予防原則モデル
- ・「科学的」「因果関係」の立証について：ルンバール判決の呪縛？
- ・手続化の可能性と限界

3. 裁判手続とリスクコミュニケーション

リスク裁判：現代型訴訟：問題開示型訴訟

裁判は、リスクコミュニケーションの場となりうる。しかし、最近の、トランスサイエンスなどの問題を受けての、科学コミュニケーションやリスクコミュニケーションの議論が、裁判論にどれだけの示唆があるのかは未知数。

4. リスクを巡って裁判をするということ

【参考文献】

- ・ Andy Stirling "Keep it Complex" 468 *Nature* 1029 (2010) .
- ・ 中島貴子「リスク社会における不安訴訟の役割と課題」城山英明編『科学技術のポリティクス』（東京大学出版会 2008）.
- ・ 中山竜一「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望』（有斐閣 2004）.
- ・ 日本法社会学会編『リスクと法』

第62期弁護士のカリヤ・パス

—2011年調査第1回ミニシンポ—

コーディネータ：宮澤節生（青山学院大学）

報告者：宮澤節生

久保山力也（青山学院大学）

藤本 亮（静岡大学）

武士俣敦（福岡大学）

上石圭一（新潟大学）

石田京子（早稲田大学）

1. 調査の目的と経緯

2001年の司法制度改革審議会『意見書』に基づいて、2004年に法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度が導入され、2006年から修了者を生み出して、2007年には新制度による最初の法曹が誕生した。そこで我々は、この新たな法曹養成制度によって生み出された法曹の中でも、とりわけ一般市民に直接業務を提供することを職務とする弁護士がどのようにキャリアを形成していくのかを解明し、新たな法曹養成制度の改善や、新人・若手弁護士に対する支援体制の充実などに寄与しうる知見を得るために、新人・若手弁護士の追跡調査を計画した。さいわい、2010年度～2014年度について科研費基盤研究(B)を獲得することができ、名簿提供等について日弁連の協力も得られたので、2009年に修習を終了し、2010年当時に最も新しい弁護士であった第62期の弁護士について、調査を開始した。

調査対象としたのは、2010年10月21日現在登録されていた第62期の弁護士全員、2,121名である。内訳は、従来の司法修習制度における修了試験（いわゆる二回試験）によって資格を認定された現62期が323名、新たな司法修習制度の修了試験で資格を認定された新62期が1,798名であった。この現・新別は、合格した司法試験の旧・新別とは必ずしも一致しないのであるが、旧司法試験合格者が300名程度含まれていたことは明らかである。そして、このように相当数の旧試験合格者が含まれていたことは、異なる法曹養成制度とその後のキャリアとの関係の有無を検討する機会を提供するものと考えられた。

当初の構想では、2010年度に第1回郵送調査を行って登録直後の状況を把握し、2014年に第2回郵送調査を行って変化の状況を解明することを予定していた。しかし、第1回郵送調査を実際に実施できたのは2011年1月～2月であって、新62期弁護士の登録からでも1年1ヶ月程度経過しており、多くのデータを記憶に依存して収集することになり、方法論的には種々の問題を抱えることになった。

第1回調査の回答者は621名（回収率29.3%）で、内訳は、現62期85名、新62期536名であった。その単純集計レベルの概要は、すでに、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計

の提示」青山法務研究論集第4号(2011年)として公表し、方法論上の問題点の検討も行っている(同誌は、TKC教育研究支援システムの紀要データベースに収録されているので、この報告もPDFでダウンロード可能である)。2012年2月現在、我々は、収集されたデータについてデータ・クリーニング等の作業を行って、より本格的な分析の準備を進めるとともに、自由回答部分のコーディング作業を行っている。また、郵送調査の回答者のうち、面接調査に応ずる意向を示してくれた者66名について、面接調査を開始している。

2. 本ミニシンポの目的と構成

このミニシンポは、単純集計レベルの検討を中心としつつ、①旧・新別、②所属弁護士会、③性別という、最も基本的な属性と関連付けた分析を行うことを目的としている。構成は以下のとおりである。最後に、少なくとも30分の質疑応答の時間を確保したいと考えている。

- ①宮澤：本調査の目的・実施過程と本ミニシンポの課題
- ②宮澤：法科大学院での経験と改善意見
面接データを一部利用する。
- ③久保山：司法修習での経験と改善意見、弁護士を選んだ理由、最初の就職の決定時期
旧新別、性別。
- ④藤本：現在の弁護士会・職場の特性と、最初の職場から異動した者の特性・経緯
旧新別、所属弁護士会規模別、性別。
- ⑤武士俣：現在の業務内容、その類型、および専門分化の状況
全国的状況と、所属弁護士会別、旧新別、所属弁護士会別、性別。
- ⑥上石：収入と満足度
全国的状況と、所属弁護士会別、旧新別、所属弁護士会別、性別。
- ⑦石田：女性弁護士の状況
上記③④⑤の総合的検討と、ワークライフ・バランス関係のデータ分析。

市民の司法参加の正統性基盤

—西欧陪参審員調査中間報告—

コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）

報告者：尾崎一郎

濱野 亮（立教大学）

高橋 裕（神戸大学）

池田公博（神戸大学）

Dimitri Vanoverbeke

（ルーヴェン・カトリック大学）

私たち研究グループは、裁判員制度導入を契機に日本でも議論が活発化している司法への市民参加について、当の市民がいかなる正統性をそこに見出しているか（あるいは見出していないか）を正確に知るため、陪審ないし参審制度を有する西欧各国において調査を行っている。

具体的には、2010年度から、ベルギーの重罪院における陪審裁判につき、裁判官、書記官、研究者に対するヒアリングと、陪審員への簡単な調査票調査とを行ってきた。時間と予算の制約から断続的で散発的な調査を行うに留まっている上に、制度上の制約から当初目論んでいた陪審員へのインタビューは行い得ていない。従って得られた知見は未だ不十分なものである。今回のミニシンポではこれまでの調査結果を振り返りつつ、今後の調査研究の進むべき方向を検討することにした。

まず尾崎が本調査の主旨と成果を簡単に紹介し、次いで、Vanoverbekeがベルギーの陪審制度の導入から現在に至る流れ、とりわけ2010年の大改革を整理する。高橋、池田は、イギリスないしドイツの関連制度との比較をふまえて、西欧における市民の司法参加をめぐる議論状況を分析する。最後に、濱野と尾崎が、最高裁が公表している裁判員へのアンケート調査の結果と対照しつつ、市民の司法参加の正統性基盤について仮説的な議論を提示したい。

日本の法社会学理論：一般理論に向けての可能性

コーディネータ：福井康太（大阪大学）

報告者：福井康太

小佐井良太（愛媛大学）

飯考行（弘前大学）

前田智彦（名城大学）

久保秀雄（京都産業大学）

コメンテータ：檜村志郎（神戸大学）

1. 企画趣旨：日本の法社会学理論の可能性

福井康太(大阪大学)

今日の法構造は、情報通信技術の発達や交通革命、金融・商品・労働市場のフラット化等によって急速に進展しているグローバル化の影響を受けて、大きく変容しようとしている。この変化に伴って、現代法を捉えるための理論も大きな変容を迫られている。

もっとも、このような変化の表層を捉えて、これまでのわが国の法理論研究、法社会学理論研究の蓄積はもはや意味がなくなったと考えるのは早合点である。今日私たちがグローバル化の結果として理解している多くの問題は、すでに第二次世界大戦以前から草創期の法社会学理論家たちによって検討され、すでに様々な問題提起が行われている。最初期の法社会学理論家である末弘厳太郎、また、その次世代にあたる川島武宜、戒能通孝といった戦前・戦後初期の法社会学理論家たちは、西欧近代法がグローバル法へと転化しつつある動きを先取りする一方、そのようなグローバル法と日本法、アジア諸国の法とがどのようにして調和し、社会の発展に繋がっていくのか、真摯に悩み抜いていたのである。初期の法社会学理論家ばかりではない。その次世代の法社会学理論家である六本佳平や棚瀬孝雄は、戦後日本の経済発展を横目で見ながら、その発展が予定調和的に西欧近代＝グローバル法と融合していくとは考えず、むしろそのような「モダン」なグローバル法とは異なるポストモダンのグローバル法を見据えた理論を展開してきた。このような理論的成果を今一度ふり返り、今日のグローバル化との関わりで検討し直すことには、なお重要な意義があると考えられる。例えば、東南アジア、旧ソ連邦諸国で行われている「法整備支援」が抱える多くの問題は、日本での西洋近代法の継受との関係で十分に議論されたテーマである。以上のような理由から、本ミニシンポジウムでは、すでに古典となった、あるいはなりつつある法社会学理論家の理論を採りあげて議論したい。

*各報告のレジュメは次頁より。

2. 末弘徹太郎の法社会学理論:法の継受の一般理論は可能か

小佐井良太(愛媛大学)

本報告は、本セッションの企画趣旨の下、末弘徹太郎の法社会学理論をとり挙げて検討する。周知のように、末弘の業績ないし末弘が日本の法学史において果たした役割については、法社会学のみにとどまらず民法学、労働法学等の幅広い領域をも含めた「末弘法学」としてこれまで検討がなされてきた。本報告に課せられた役割は、改めてこれら「末弘法学」に関する一連の分厚い研究蓄積を丹念にフォローした上で、そこに新たな一展開を画するような趣旨のものではない。本報告がささやかながら試みるのは、法／社会のグローバル化が進行する現在的な状況を踏まえた今日的な視点から、改めて末弘の法社会学理論が法社会学の一般理論として持ち得る可能性ないし射程を「法の継受の一般理論は可能か」という問いに引きつけて検討する作業である。

末弘の法社会学理論に関しては、いわゆる「社会秩序の力学的構造／不連続線的渦流の理論」等が挙げられるものの、必ずしも十分に体系化された「理論」ではないとの見方がこれまで一般的とされてきた。本報告は、そうした見方を一方で意識しつつも、近年公刊された末弘による「法律社会学」講義（下記参考文献の記述を参照）に示された法社会学観を踏まえることで、広い意味での「末弘法社会学」の理論的把握はある程度可能であるとの前提に立つ。報告では、「末弘法社会学」が日本の「法の継受」経験を踏まえた法社会学的応答の一例を示すものと理解した上で、今日のアジア・アフリカ諸国等における「法整備支援」に対する視点とも絡めて、その一般理論としての含意ないし示唆を探ってみたい。

【主要参考文献】

- * 末弘自身の法社会学理論ないし法社会学観に対する考え方を知らずして本報告が主として依拠するのは、六本佳平・吉田勇編（2007）『末弘徹太郎と日本の法社会学』東京大学出版会に収められた末弘自身による「法律社会学」講義である。同講義を中心としつつ末弘の主要な著作を検討するほか、さしあたり、以下の文献を主要参考文献として挙げておく。
- ・ 鮎京正訓（2011）『法整備支援とは何か』名古屋大学出版会
- ・ 広渡清吾（2009）『比較法社会学論研究』日本評論社
- ・ 石田眞（2002）「植民地支配と日本の法社会学—華北農村慣行調査における末弘徹太郎の場合」比較法学 36 卷 1 号
- ・ 久保秀雄（2003）「近代法のフロンティアにおける『文化的他者』についての知（一）（二・完）—ポストコロニアル批判の法社会学」法学論叢 153 卷 4 号, 5 号
- ・ 特集「法律時報七十年と末弘法学・民主主義法学」法律時報 70 卷 12 号
- ・ 六本佳平（2007）「末弘法社会学の視座—戦後法社会学との対比」六本・吉田編（2007）所収
- ・ 六本佳平・吉田勇編（2007）『末弘徹太郎と日本の法社会学』東京大学出版会

3. 戒能通孝の法社会学理論：日本の近代化からグローバルな変革を考える

飯考行(弘前大学)

1. 報告の目的と方法

戒能通孝の生誕100年を経て、その業績は、法社会学のみならず社会科学全般に血肉化されているものと見受けられるが、法社会学理論は十分に論じられているとは言えない。

本報告は、戒能の活動および研究の軌跡をたどり、同時代および現在における位置づけを踏まえ、戒能の唱えた「法律社会学」の再考を通じて、その法社会学理論の特質をあらためて描き出し、グローバル社会への適応を含む現代的インプリケーションを獲得することを目的とする。方法は、戒能通孝の著作物および関連論考の文献研究による。

2. 活動および研究の軌跡と位置づけ

周知の通り、戒能の活動経歴は、同時代の(現在にいたるまで)他の法学者に比して多様であった。戦前は、本人いわく「浪人」時代で、民法学とともに、末弘に師事して法社会的な研究に従事し、中国農村慣行調査に同行するなどした。戦後は、極東軍事裁判に関与し、教職に就くも辞し、私塾を開き、「評論家」時代を過ごし、教職に復帰するも、小繋事件の訴訟代理人となるべく辞し、最晩年は東京都公害研究所の初代所長となった。

研究面でも、多様な領域を対象とした。主に戦時下の「浪人」時代に培われたと思われる欧米法史の深い造詣にもとづいて、人権擁護、入会権および土地法の研究、極東裁判を契機とした法廷技術への着目や、公害問題の法的分析など、時々の自身の活動にそくした理論や議論を展開するとともに、末弘を継いで20年余にわたり法律時評を執筆し続けた。

3. 戒能法律(社会)学と現代への示唆

戒能は「法律社会学」の語を用いる。それは、西欧18世紀末「近代」の市民革命を経た「市民」と民主主義の諸原則を含めて、社会を統一的に研究する学問(法律学)であり、その範型にもとづいて、日本の戦前および戦後の社会状況が主に批判的に考察された。

このアプローチは、現在でも、とりわけ、戦中または戦後間もない国や地域、体制移行国や、災害後の混沌状況(日本を含む)において、法により人権と民主主義が保障される社会の実現を目指すうえで、有益であると考えられる。その自営農民も念頭においた「市民」概念は、経営・労働・所有の三位一体を想定し、近年、経済開発に抗して、コモンズ論で援用されることが多く、小繋裁判は地域の生業支援の観点からも注目を集めている。

他方、上記の18世紀的西欧「近代」「市民」を法社会学の至上概念とすることに対しては、それら以外にも範型を求めるアジア法やポストモダニズムの見地から異論もあろう。グローバル社会への適応の点で、戒能法律(社会)学から何を学ぶのかが問われている。

4. 法意識・法文化の再構成:グローバル化時代の法過程の一般理論としての可能性

前田智彦(名城大学)

西洋近代法への日本社会の(不)適応という川島武宜の法意識論の提示した問題は、グローバル化の過程で世界各国が経験している問題の先駆けをなすものであった(樫村, 2004)。本報告では、人々を惹きつけた川島法意識論の特徴のうち、実証・実践志向を引継ぎつつ、「グローバル対ローカル」という観点から法意識・法文化論の再構成を試みる。

法意識・法文化の概念は、論者によって様々な含意・定義を与えられてきた。ここでは、実証的研究のための操作的定義として、法意識を「法・秩序に対する人々の態度」と定義する。また、グローバル化と法との関係を広く捉えるため、法文化については、「ある国/社会集団の法を特徴付ける文化的要素」との操作的定義を用いる。

グローバル化時代における法意識・法文化研究には3つの実践的課題がある。第1は、ローカルな規範・秩序の解明であり、国/社会集団で従来妥当していた規範・秩序を明らかにし、それがグローバル化にどのように適応しているか(するべきか)を研究する作業である。第2と第3は、グローバル化の過程での法規範(主に法令・判例といった実定法規範)の形成過程に関わるものである。法意識・法文化という文化的要素が、法規範・法制度の形成過程を左右しているとの議論が近年見られる(六本, 2004; フット, 2006)。そこで、法規範の形成・維持を方向付けうる、法律家・立法関係者の法意識(および国民の法意識に対する認知・評価)の解明が第2の課題となる。また、川島(1967)が引用する事例の多くにすでにみられるように、(日本人の)法意識・法文化とその変種としての国民性論は、法規範・法制度の形成・維持に携わる人々(法律家、立法担当者)による理由付け・正当化に用いられる。国/社会集団の実態を反映しない法意識・法文化論も、法規範・法制度の形成・維持を通じて、自己成就的予言として働きうる。そこで、法意識・法文化が法規範・法制度の形成を方向づけ/正当化している場面では、それが問題となる国/社会集団の法意識と合致しているか検証することが第3の課題となる。

【参考文献】

- ・ 樫村志郎 2004 「法動態学の構想：グローバリゼーションの時代における多元的法律学」『神戸法学雑誌』54(1), 3-38
- ・ 川島武宜 1967 『日本人の法意識』(岩波書店)
- ・ フット, ダニエル・H 2006 『裁判と社会』(NTT出版)
- ・ 六本佳平 2004 『日本の法と社会』(有斐閣)

5. 棚瀬孝雄の法社会学理論:ポストモダンと再帰性

久保秀雄(京都産業大学)

1. はじめに

理論の意義 / 理論研究の可能性 本報告はどのような貢献を企図するか

2. 本報告独自の視点

従来とは異なる視点 (いわゆる前期・後期の断絶やポストモダン・ターンを重視しない)

和田仁孝との比較から浮かび上がる特徴 (一種独特のアプローチ, その由来は?)

3. 棚瀬法社会学のアイデンティティ

法社会学とは何か 再帰的自己認識 川島法社会学・近代化論との関係
法の啓蒙 / 法の懐疑・批判 主体へのこだわり 時事問題と抽象概念

4. 一般理論としての可能性

観察の視点 (理念と実証, 規範と条件, 価値の対立 etc.)

機能 / 構造分析 経験科学と道徳哲学 専門性と総合性 (隣接諸科学の援用)

制度の構想 アメリカとの比較 新進化論と共同体論 モダニティとの対決

5. おわりに

グローバル社会における現代的インプリケーション
継承・発展の鍵 / 残された課題

5月13日（日） 13:00～16:50

・全体シンポジウム

「法と正義の相克」

全体シンポジウム

法と正義の相克

コーディネータ：木下麻奈子（同志社大学）

報告者：木下麻奈子

阿部昌樹（大阪市立大学）

太田勝造（東京大学）

尾崎一郎（北海道大学）

コメンテータ：盛山和夫（東京大学）

大淵憲一（東北大学）

1. 企画の趣旨

木下麻奈子(同志社大学)

今年度の全体シンポジウムで、「法と正義の相克」というテーマを取り上げた趣旨は、法社会学がサイエンスとしての立場から、「正義」というものをどこまで追究できるかを検討することにある。言葉を換えると、社会を構成する数々の価値体系の中から、「正義の科学」とでもいふべき新しい研究領域を作る可能性を探ろうということだ。

この問題を取り上げるに際して、いくつか重要な論点があろう。

1. 正義はサイエンスの研究対象となり得るか

まず正義は価値の問題なので、サイエンスの対象とはならないという考え方がある。また法社会学は、サイエンスに徹する必要はないのではないかといった考え方もある。本シンポジウムではこのような見地を視野に入れながら、法社会学がサイエンスとして、正義や規範を扱う可能性を模索したい。

2. そもそも法と正義は相克しているのか

法と正義はどのような関係にあるのか。両者は互いに包摂関係にあるのか。どちらかの部分集合か。部分的に重なり合う関係か。それともまったく独立の存在か。本シンポジウムでは、これらの悩ましい関係を、相克という言葉で表現した。

3. 正義は定義できるのか

正義の概念内容を、誰もが納得する形で一義的に定義することはまず不可能であろう。しかし正義を法との関係で相対的に捉え、それを機能的に定義することは可能でないかと考える。

今回の企画では、敢えて法社会学者を基調報告者とし、隣接分野の社会学者と社会心理学者の方々にコメントをお願いすることにした。法社会学者間での議論の戦いがどうなるか、法社会学の外部からそれがどのように見えるかといった点も興味深いところである。参加者の皆さんが積極的に議論をしてくださることをお願いする。

2. リーガリティと今ここでの正義

阿部昌樹(大阪市立大学)

ロン・フラーは、法を法たらしめる法の内面道徳を「リーガリティ」と呼び、その内容として、①法の一般性の要請、②法の公布の要請、③遡及法の濫用の禁止、④法の明晰性の要請、⑤法の無矛盾性の要請、⑥法への服従可能性の要請、⑦法の恒常性の要請、⑧宣言されたルールと公的機関の行動との一致の要請の8つを挙げている。また、フィリップ・セルズニックは、同じ「リーガリティ」という語を、法という現象に内在する価値理念を指し示すものとして用い、その核心は、実定法とその運用における恣意性の程度を漸次減少させていくことへのコミットメントであると述べている。これらの指摘を受け入れるならば、公的機関が、あらかじめ明示されたルールに従って、過去の諸決定と矛盾しない決定を行うことが、「法的正義」の要請の根幹をなしていると考えてよいであろう。

ところが、日本人の多くは、こうした「法的正義」の要請とは相容れない期待を、公的機関に対して抱いているようである。すなわち、調査票調査の結果によれば、「いつでもどんなときでも、法をまげることなく、文字どおりにそれを適用しようとする」ような公務員と、「法の狙いをくんで、臨機応変に法を適用しようとする」ような公務員とのいずれが好ましいかという問いに、大多数の者は後者の方が好ましいと答えており、そうした結果は、30年以上前と現在とで変化がない。公的機関には、厳格な遵法よりもむしろ、個々の具体的状況に臨機応変に対応し、「今ここでの正義」を実現することが期待されているのである。

その結果、我が国の公的機関は、「法的正義」の要請と「今ここでの正義」の要請という相対立する要請の下で決定を行うことを余儀なくされることになる。そして、自治体の行政運営に目を向けるならば、「今ここでの正義」の要請は、しばしば、「法的正義」の要請よりも優先されてきている。

もちろん、自治体の行政組織は、常に、「今ここでの正義」の要請を「法的正義」の要請よりも優先させているわけではない。むしろ、住民からの「今ここでの正義」の要請を、「法的正義」の要請と相容れないものであるとして拒むことの方が、より一般的であろう。「法的正義」の要請は、自治体の行政組織にとって、組織としての決定を、住民からの要求を拒んで貫徹するための、権力資源としても機能するのである。

その一方で、「今ここでの正義」の要請もまた、自治体の行政組織にとって、例えば中央各省からの「法的正義」の要請を根拠とした要求を拒絶するために動員可能な、権力資源として機能することがありうる。このことを踏まえるならば、「法的正義」の要請と「今ここでの正義」の要請とが対立しているという事態は、自治体の行政組織にとって、決定を困難にする外的制約条件であるというよりも、むしろ、いずれの要請に従うかについての選択を許容し、それゆえに、決定に際しての裁量的判断の余地を拡大する、好都合な決定環境であると見なすことができるかもしれない。

3. 法と正義の相互作用: 人間進化における適応の観点から (仮題)

太田勝造(東京大学)

『血写歌』(1897年)において与謝野鉄幹は「正義とは、悪魔が被ぶる假面にて、功名は、死をよろこばす魔術かな、…、骨を積んで、花はかゝる金殿玉楼、血を塗って、星はかゞやく勲章宝綬、あゝ百千の罪悪を、そこに一部の文明史…」と詩っている。小林秀雄は「劣悪を指嗾しない如何なる崇高な言葉もなく、崇高を指嗾しない如何なる劣悪な言葉もない」と『様々なる意匠』において述べたが、「正義」と「神」という二つの崇高な言葉ほど劣悪を使嗾し人類に災禍をもたらした言葉は少ない。そして「法」もまたしばしば劣悪を使嗾している点で正義や神と同じ穴の貉であろう。人類には、抽象の思弁という言葉の迷路に迷い込んで、そのことに気づきもしないという悪癖が付きまわっているようである。「法」「神」「正義」などの観念をまずもって有難く奉っておいでから、その上でその中身を後知恵的に詰め込んで行く。しかもそれを、無意識に行い善意であり続けるというアクロバットをいとも容易くこなしてきた。そこには感情と理性が循環論法を形成しているようである。この崇高な、ないし手前味噌な能力が如何にして進化してきたのか。

更新世の200万年の人類進化の過程で、狩猟採集生活を送る小集団がお互いに競争ないし戦闘を繰り返してきたことの中に、「法」「神」「正義」の進化の淵源が存在すると思われる。包括適応度、互惠的利他行動、集団内競争、そして集団間闘争が、神と悪魔、正義と邪悪、法と不法などの、表裏一体・不即不離の矛盾概念の併存の進化論的原因であり、「法と正義の相剋」もその現象形態(表現型)であると位置づけられる。法が万古不易で、正義が普遍である、というような過度の一般化措定の進化論的意義、しかし現実問題に直面して便宜論的(非公理主義的)に妥協する知恵の進化論的意義、両者の矛盾を内包し止揚する大脳進化の適応値の探求、このような進化論的枠組みで本報告は考察してみることにする。

認知科学の発展によって、人文科学や社会科学において当然の前提とかつてされてきたことのいくつかは実は虚構であることが分かっている。自己の判断・意思決定であるというファラシー、一貫し統一的でかつ統合された「自己」というファラシー、行為・判断の背後に統一的で無矛盾な原理が存在すると措定するファラシー、社会が決定論的な統合されたエンティティだというファラシー、倫理・正義・文化等が肉体・集団・進化から自由でありうるというファラシー、そして法や正義が無矛盾で統一された体系であるとするファラシー、これらのファラシーから解放されたとき、法と正義の相剋も異なる様相を呈することになる。

以上のように、自己言及的な確率アルゴリズムであり、偶然性と経路依存性を内包する集団プロセスである進化を分析の基調として本報告では、バスケット・クローズとしての「正義」と「法」に何が盛られ、何が抜け落ちてきたか、そのことの進化論的役割は何であったのか、そこには安易な外挿法の濫用が内含していなかったかを問い直そうとする。

4. 法と正義:その親和性と懸隔

尾崎一郎(北海道大学)

1. 正義論の前提

普遍性
人為的定式可能性
包括性・公共性

2. 正義と法の親和性

正義の定式化／実現の手段としての法
法のレジティマシー
正義の場としての裁判

3. 正義と法の齟齬

法の形式性と「偶発性定式」としての正義
法の相対化
法の不正義

4. 正義を論じる／法を論じる

法社会学的視点の意義と限界

※ シンポ当日にはミニ・ペーパーを配布する予定です.

会場案内

京都女子大学東山キャンパス (〒605-8501 京都府京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地)



主な交通機関

JR・近鉄「京都」駅より

- 鳥丸中央改札口前 バスターミナル
市バス 206, 208 または 100 で約 10 分, 「東山七条」で下車し東へ徒歩 5 分.
- 八条口前
プリンセスラインバスにて約 10 分, 「京都女子大学前」で下車.

阪急「河原町」駅より

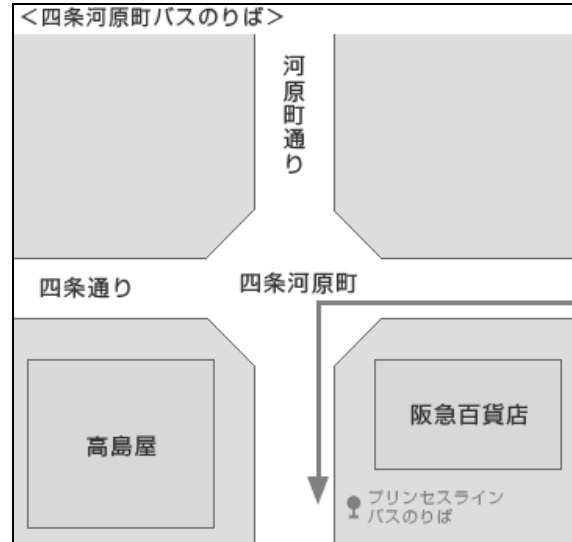
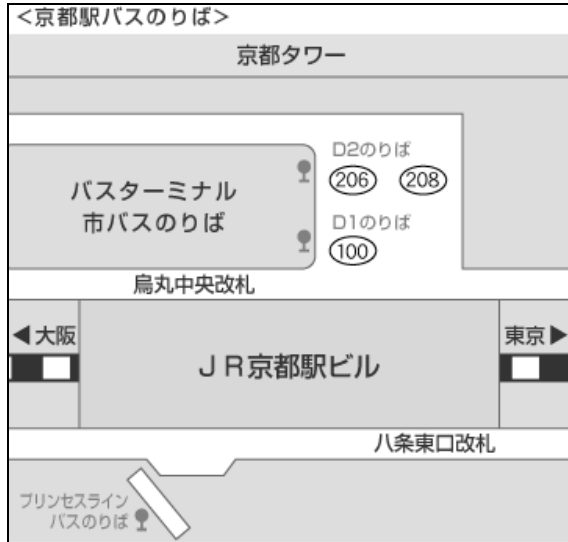
- 1 番出口から京阪「四条」駅へ, 京阪「七条」駅で下車し東へ徒歩 15 分.
- 6 番出口から市バス 207 で約 15 分, 「東山七条」で下車し東へ徒歩 5 分.
- 2 番出口から河原町通を南へ約 80m, プリンセスラインバス「四条河原町」より約 15 分, 「京都女子大学前」で下車.

京阪「七条」駅より

- 東へ徒歩 15 分
プリンセスラインバス「京阪七条」より約 5 分, 「京都女子大学前」で下車.

プリンセスラインバス

○ J R 京都駅（八条口）・四條河原町（旧阪急百貨店南側）から京都女子大学
までの直通バス運行



開催場所

学術大会開催場所（5月12日（土）及び13日（日））

F校舎, A校舎, Q校舎

若手ワークショップ開催場所（5月11日（金）13時～18時30分）

F校舎2階 模擬法廷教室

